

第2章 環境の現状と課題

1. 地域の概況

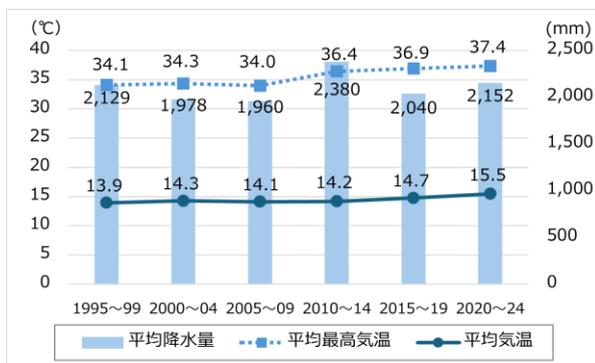
◆ 位置及び地勢

- 本市は、福井県の北部に位置し、北はあわら市及び石川県加賀市、西は日本海、南は福井市及び永平寺町、東側では勝山市にそれぞれ接しています。
- 行政区域は細長く、東西約 31km、南北約 17km にわたり、約 210km² の面積を有しています。
- 本市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。
- 中部には福井県随一の穀倉地帯である坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。

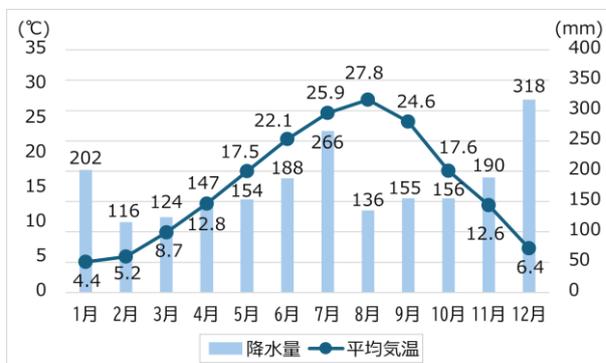


◆ 気候

- 2020(令和2)年から2024(令和6)年の5年間ににおける平均気温は15.5℃となっています。また、2020(令和2)年から2024(令和6)年の平均気温は、30年前(1995(平成7)年～1999(平成11)年)と比べて1.6℃、平均最高気温は3.3℃高くなっています。月別の平均気温の推移をみると、8月が最も高く27.8℃、1月が最も低く4.4℃となっています。
- 2020(令和2)年から2024(令和6)年の5年間ににおける年間降水量の平均値は2,152mmとなっています。月別の降水量の推移をみると、2月が最も少なく116mm、12月が最も多く318mmとなっています。



【1995(平成7)～2024(令和6)年(過去30年間)における5年平均の年間気象統計の推移】

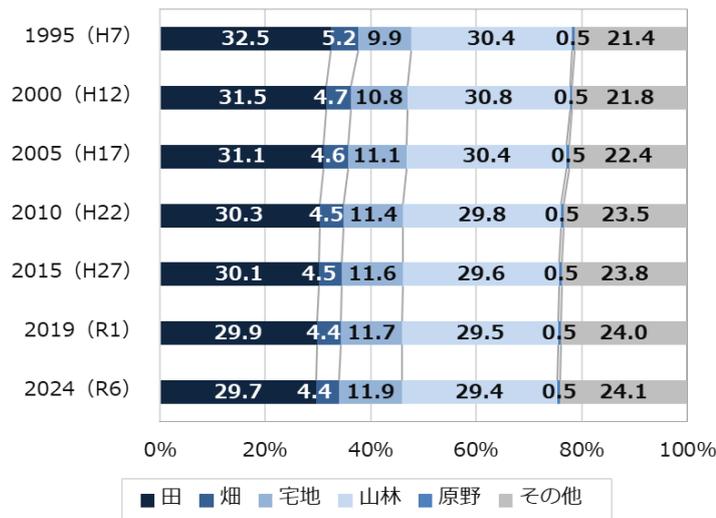


【月別降水量及び平均気温の推移】
(2020(令和2)年～2024(令和6)年の平均値)

資料：気象庁「過去の気象データ」(福井県(三国))

◆ 土地利用

- 2024(令和6)年における地目別土地利用状況をみると、田畑が約34%、山林が約30%を占めており、豊かな自然環境に包まれていることが分かります。
- 1995(平成7)年からの経年変化をみると、田・畑・山林・原野が減少しているのに対し、宅地は増加しており、市街化が進んでいることが分かります。

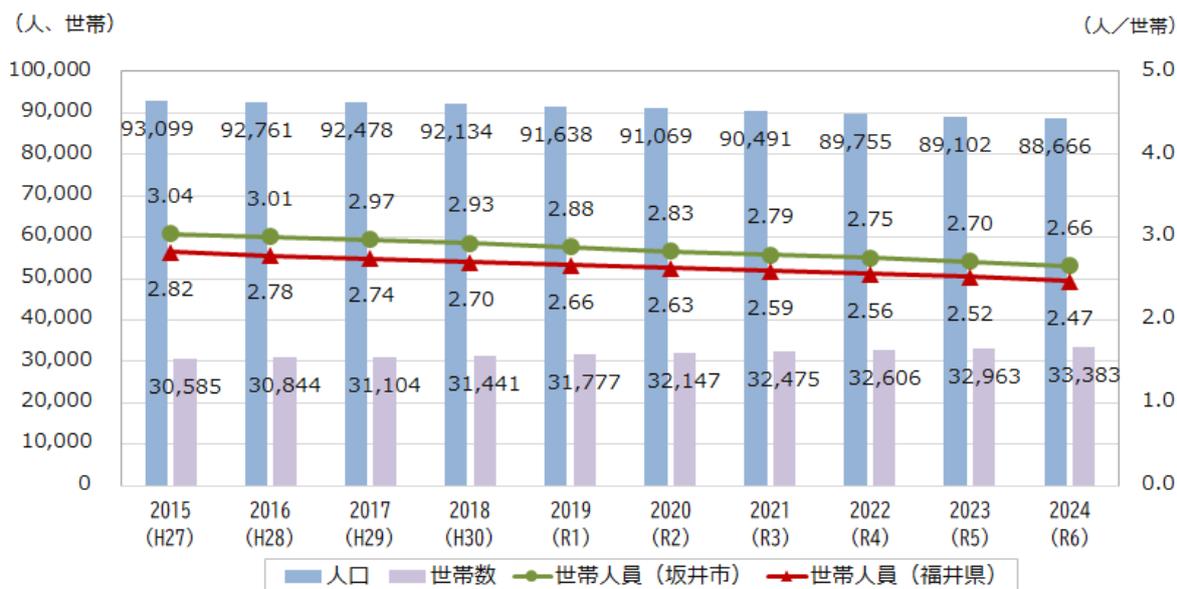


【地目別土地利用状況】

資料：福井県市町村勢要覧
(固定資産概要調書による地目別面積)

◆ 人口

- 2024(令和6)年における人口は88,666人となり、緩やかな減少傾向となっています。
- 世帯数は一貫して増加傾向にあり、2024(令和6)年で33,383世帯となっています。1世帯当たりの規模は、県全体の値(2024(令和6)年2.47人/世帯)を上回っているものの減少傾向にあり、2024(令和6)年で2.66人/世帯となっています。



【人口・世帯数の推移】

資料：坂井市統計年報
福井県の推計人口

2. 生活環境

◆ 大気

- 2018(平成 30)年度の常時観測結果については、光化学オキシダント*以外の測定項目は環境基準*を満たしています。
- 工場・事業場のばい煙発生施設について毎年調査しており、2023(令和5)年度の立入調査では、基準超過はありませんでした。

◆ 悪臭・騒音

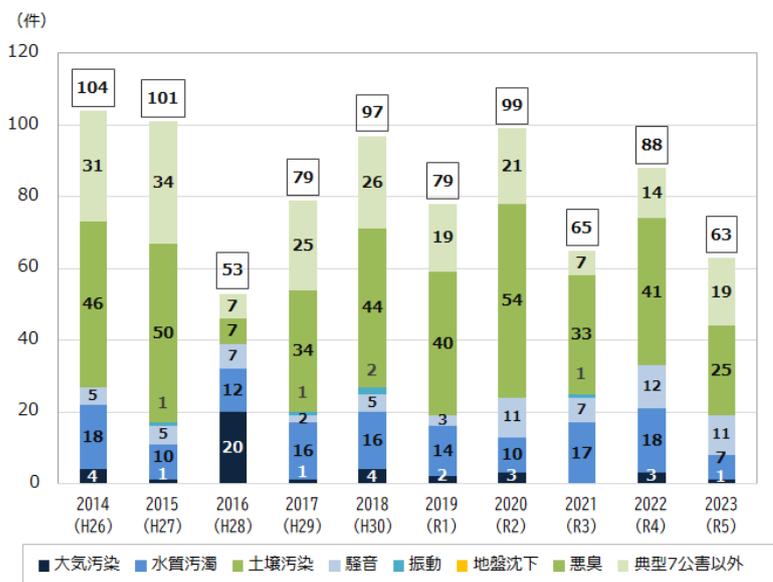
- 工場悪臭について、公害防止協定を締結している事業所への2023(令和5)年度調査では基準超過はありませんでした。また、畜産悪臭についても、2023(令和5)年度調査では超過事業者はありませんでした。
- 自動車騒音について、2023(令和5)年度調査での環境基準達成率は 100%となっています。

◆ 有害化学物質など

- 市内で行われているダイオキシン類*濃度の 2023(令和5)年度調査では、監視結果は環境基準内にあり、大きな問題は発生していません。
- 県では1969(昭和 44)年から原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングを行っており、本市域でも放射性物質の 24 時間連続監視モニタリングを行っています。

◆ 公害苦情件数

- 公害苦情件数について、2023(令和5)年は 2017(平成29)年以降最も件数が少なくなっており、種類別にみると悪臭の件数が最も多くなっています。



【苦情件数の推移】 資料：坂井市統計年報

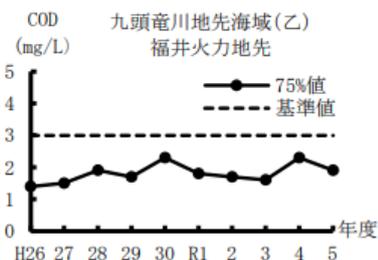
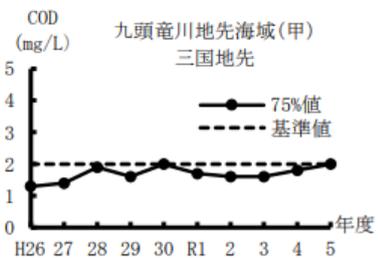
◆ 水質

- 市内を流れる九頭竜川、竹田川、兵庫川、磯部川、田島川、八ヶ川の 17 地点では毎年水質測定が行われており、2023(令和5)年度調査では河川汚染の指標となるBOD*について基準超過はなく、いずれも良好な水質を維持しています。
- 三国地先や福井火力地先など 7 箇所で海域の水質測定が行われており、2023(令和5)年度調査では、いずれの測定地点も COD*に関して環境基準を達成し、良好な水質を維持しています。
- 市内では毎年5地点で地下水調査を行っており、2023(令和5)年度の調査では基準超過はありませんでした。
- 市内では毎年6地点で上水道水の PFOS・PFOA*検査を行っており、2025(令和7)年度の調査では調査地点全てにおいて不検出でした。

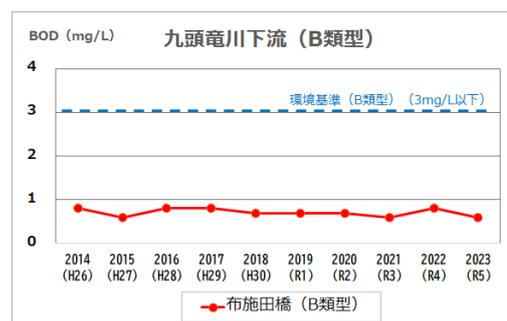
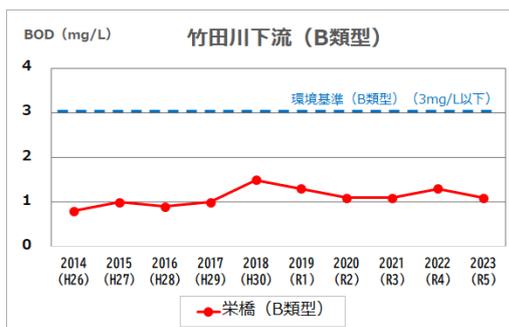


【水質測定箇所（海域）】

資料：令和5年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書（福井県）

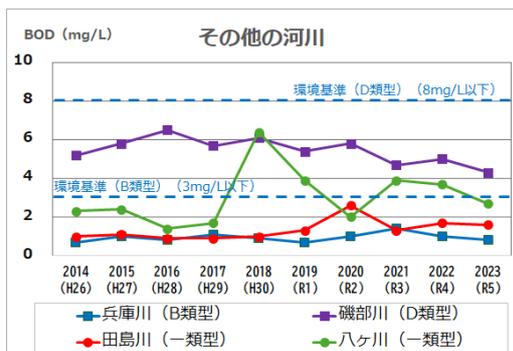


【水質測定結果（海域）】



【水質測定結果（河川）】

資料：令和5年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書（福井県）



【水質測定結果（河川）】

●関係法令及び条例について

工場や店舗で使用する機器などで、大気汚染防止法や悪臭防止法、騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法などの特定施設の届出対象施設・機器に該当する場合には、届出が必要となります。

また、2006（平成18）年に坂井市環境保全条例を制定し、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全する目的で、既存の法令よりも厳しい基準で、特定工場、特定施設を定めています。

◆ 不法投棄・漂着ごみ

- 本市では、不法投棄やごみのポイ捨てなどが問題となっており、不法投棄防止に向けて、福井県と連携し年間4回のパトロールを実施しています。また、市(行政)は市内の郵便局などと不法投棄監視協定を結び、不法投棄の監視体制を強化しています。
- 市内には海水浴場が2箇所(三国サンセットビーチ、浜地海水浴場)ありますが、利用者のごみの不始末や流域及び海外からの漂流・漂着ごみなどが、毎年のように問題となっており、市民による海岸清掃が継続的に実施されています。また、市内河川の一斉清掃活動「河川クリーンキャンペーン」や市内全域での一斉清掃活動「クリーンキャンペーン」、大関地区で実施されている「ゴミ探検」等、市民が主体的に清掃活動に取り組んでいます。



【市民による海水浴場での清掃活動】

TOPIC

河川クリーンキャンペーン

近年、河口部や海岸線への漂流・漂着ごみが問題となっており、そのほとんどは陸域から河川を経て流れ着くものが多いことが分かっています。そこで、毎年3月の第1日曜日に「河川クリーンキャンペーン」を行っています。

「河川クリーンキャンペーン」では、主に4河川(竹田川、兵庫川、磯部川、田島川)を中心に近隣の用排水路などの清掃を行っており、地域を流れる河川の清掃を市内一斉に行うことで、地域環境の保全や美化意識の向上及び地域連携の強化を図り、自然豊かな市内の水辺環境の保全につなげています。



資料：坂井市

TOPIC

大関クリーンアップ作戦「ゴミ探検」

大関地区では、2020(令和2)年度から、住民有志で結成された「大関クリーン隊」と、大関小学校の児童、地域住民らが連携し、地区内に捨てられているごみを拾い、種類や数を調査する「ゴミ探検」を実施してきました。その結果私たちの身近なところにもプラスチックごみが多いことがわかってきました。

2025(令和7)年度は大関小学校の全校児童が「ゴミ探検」に参加し、5・6年生は川のごみが海にたどり着く過程について学ぶ授業も受けることで、ポイ捨てや川ごみへの理解を一層深めました。



資料：坂井市

◆ 空き家

- 2022(令和4)年の調査では、本市の空き家が 1,336 件あり、そのうち約9割は住宅用途となっています。
- 適切に管理が行われていない空き家は、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など多くの問題が発生し、生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があるため、坂井市空家等対策計画に基づき対策を進めています。
- 本市の空き家は、減少傾向にあるものの、少子高齢化や核家族化がさらに進展する状況において、今後増加することが予想されます。
- 本市では、空き家の有効活用及び定住促進を図る事業として 2009(平成 21)年度から、「空き家情報バンク」を開設し、市内の空き家の情報提供や登録を行っています。また、2023(令和5)年度からは、市組織として、空家対策室を新設し、空き家の増加を防ぐための相談業務や「空き家出前講座」の実施、空き家物件の購入・リフォームに対する補助も行っています。



(件)

	住宅	店舗・兼用住宅	その他	合計
2011(平成 23)年 3月調査	1,213(86.3%)	94(6.7%)	98(7.0%)	1,405
2018(平成 30)年 3月調査	1,172(89.9%)	64(4.9%)	67(5.2%)	1,303
2022(令和 4)年 11月調査	1,211(90.6%)	69(5.2%)	56(4.2%)	1,336

【空き家の数と用途】

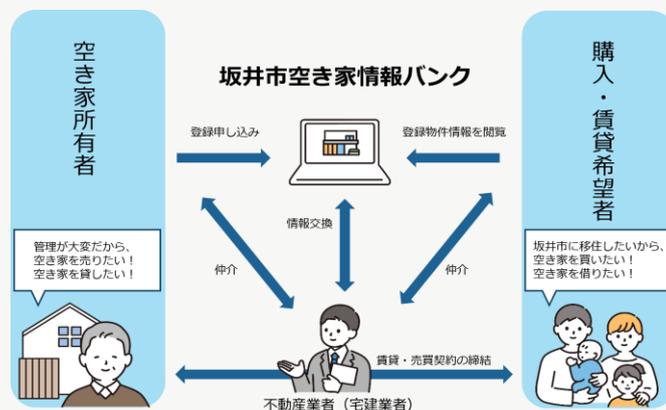
資料：第2次坂井市空家等対策計画

TOPIC

坂井市「空き家情報バンク」の活用

本市では、2009(平成 21)年度から、市内の空き家情報の提供を行い、居住希望者に紹介するためのシステム「空き家情報バンク」を運用しています。

2023(令和5)年からは、「空き家情報バンク」に掲載されている空き家について、ウェブ上で住宅を 360 度の視点から見学できる「バーチャル内覧ツアー」を実施しています。これにより、パソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも空き家の外観や、室内のリアルな雰囲気を感じることができます。



資料：坂井市

現状の取り組みと今後の課題

❖ 良好で快適な生活環境の保全

- 建設工事や事業所・店舗の事業活動に伴う騒音・振動の発生防止に、引き続き努める必要があります。
- 坂井市環境保全条例について事業者にも周知し、条例を遵守していく必要があります。
- 有害化学物質については、今後も注意して監視していく必要があります。
- 悪臭や大気汚染の原因ともなる野焼きは法律で原則禁止されているため、市民、事業者にも野焼きを行わないよう周知する必要があります。
- ごみのポイ捨て、犬の糞の後始末の問題など、環境モラルの向上を引き続き図っていく必要があります。

❖ 水質汚濁の防止と意識の向上

- 汚れた水が河川や海、地下に流れないように、下水道に未接続の家庭に対し、接続の呼びかけを実施する必要があります。また、工場・事業所における排水対策を引き続き推進する必要があります。
- 水資源への負荷を減らすため、減農薬、減化学肥料の農業を推進していく必要があります。
- 油の流出事故を防ぐため、燃料・原料などの補給を行うときは現場を離れないことや、タンクや配管の点検といった定期的な管理を行う必要があります。
- 市民においては、各家庭から排出される生活雑排水の量を減らしていく必要があります。

❖ 不法投棄・漂着ごみ・空き家の対策

- 不法投棄は景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れることで環境汚染にもつながる重大な犯罪ということを継続して呼び掛けていく必要があります。
- 九頭竜川流域の市町や各種団体、国、県などの関係機関と連携して、漂流・漂着ごみ問題に取り組む必要があります。
- 放置された空き家を増やさないためには、市民が空き家の問題を広く認識し、適切な管理に関する心構えや知識を持つことが重要です。また、住宅や相続などの相談ができる体制づくり、空き家情報バンクの活用促進など、相談・情報提供の仕組みを強化していく必要があります。

3. 自然と歴史資源

◆ 動植物

- 本市では、都市化の進展や各種の開発行為などに伴い、生存が危ぶまれている絶滅危惧種が確認されています。「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」に記載された野生生物種のうち、本市では 331 種（県域絶滅種を除く）が選定されています。

カテゴリー	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	淡水魚類	昆虫類	陸産貝類	淡水産貝類	維管束植物	合計
県域絶滅	-	-	-	-	-	-	-	2	3	5
県域絶滅危惧Ⅰ類	-	15	-	-	3	8	2	-	31	59
県域絶滅危惧Ⅱ類	-	11	-	-	13	7	2	4	31	68
県域準絶滅危惧	2	21	2	3	1	20	-	4	26	79
要注目	1	34	1	3	2	35	7	3	39	125
絶滅のおそれのある地域個体群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
合計	3	81	3	6	19	70	11	13	130	336

資料：福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016

- 1999(平成 11)年の「福井県のすぐれた自然」にある「鳥獣の重要な生息地」として、本市では5箇所(福井新港とその周辺、加戸の大堤、坂井平野、坂井市の丘陵地、九頭竜川中流域)が選定されており、一部の生息地は国定公園、鳥獣保護区、保安林などの法令によって保護指定された地域があります。
- 丸岡町の山林、三国町の丘陵地、越前加賀海岸国定公園などでは、松枯れが起きています。
- 全国レベル、県レベルで特に重要な「すぐれた植生」が6箇所(大堤の水生植物、東尋坊付近の海岸植生、滝谷寺の寺叢林、雄島の照葉樹林、久米田神社のシラカシ林、東荒井の春日神社のタブノキ林)あります。
- 県の巨樹・巨木林調査によると、本市では78件の巨樹・巨木林が登録されています。
- 山間部や三国地区の砂丘地などにおいては、有害鳥獣による農作物の被害が発生しています。
- 県下最大の河川である九頭竜川が市中心部を東から西に向かって流れており、タイリクバラタナゴ、ブルーギル、ブラックバスなどの外来魚、ハリエンジュ、ブタクサ、アレチウリ、セイタカアワダチソウなどの外来植物の侵入が確認されています。



【ブルーギル】



【アレチウリ】

資料：環境省

◆ 生物多様性保全への取り組み

●磯部地区にはビオトープ*が整備されており、磯部小学校では環境学習の一環として、児童によるビオトープ見学が行われています。2022(令和4)年度からは、コミュニティセンターや地域コーディネーターと連携し、磯部小学校の3年生を対象に、ビオトープで生きものの観察会を実施しています。



【磯部小学校のビオトープ見学】

●三国町では、三国木部まちづくり協議会が主体となり、坂井市寄附市民参画制度*を利用し、2009(平成21)年に整備されたビオトープ公園を、ホタルが飛び交い、住民が集う憩いの場に再生するプロジェクト「三国木部ホタル研究所」に取り組んでいます。三国南小学校と連携し、環境に関する出前授業や、体験学習、人工飼育したホタルの幼虫の放流なども実施しています。



【三国木部ホタル研究所の様子】



【坂井市の環境資源と保全地域など】

TOPIC 竹田地区における「エチゼンダイモンジソウ」保全活動

竹田地区では、絶滅危惧Ⅱ種「エチゼンダイモンジソウ」を守る活動が続いています。この山野草は福井県内では坂井市竹田地区にのみ自生しますが、乱獲や環境変化により激減し、絶滅の危機に瀕していました。地域の活性化に取り組む一般社団法人竹田文化共栄会(こどもの森運営委員会)は、2016(平成28)年から福井県立坂井高等学校と連携し、自生地で採取した種子の培養・発芽に取り組み、2021(令和3)年から育てた苗の本格的な定植を進めています。

さらに2024(令和6)年にはNTTドコモ北陸支社と生物多様性保全に関する協定を締結。地域・学校・企業が力を合わせ、育てた苗を自生地へ定植する保全活動に取り組んでいます。



【エチゼンダイモンジソウ】

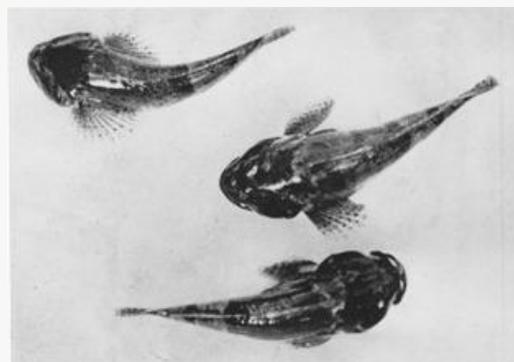


資料：坂井市

TOPIC 国指定天然記念物 アラレガコ生息地の九頭竜川

福井県を流れる一級河川・九頭竜川では、環境省の絶滅危惧種に指定されている「アラレガコ」(和名:カマキリ、学名: *Rheopresbe kazika*) という魚が生息しています。「アラレガコ」は、カジカ科の魚類で、日本固有種です。

「アラレガコ」の生息域は、本州、四国、九州ですが、九頭竜川の「アラレガコ」は特に成長がよく大形で、1935(昭和10)年6月7日に生息地が国の天然記念物に指定(所在地:福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町)されました。



【アラレガコ】

資料：福井県

TOPIC

自然共生サイトの可能性

国では「30by30 目標」の達成のために、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間等による生物多様性を豊かにする活動を認定し、その活動が行われている区域を「自然共生サイト」とする制度を進めています。

現在、全国で 300 箇所以上が自然共生サイトとして認定されており、福井県内でも 1 箇所が認定されています。

認定の対象となる活動場所は柔軟で、大規模な自然林だけでなく、学校のビオトープ、企業緑地、寺社の森など身近な自然が対象となるのが特徴的です。

身の回りにある小さな自然を地球環境を守る重要な拠点とするため、積極的な「自然共生サイト」への認定が期待されています。



【福井県内の自然共生サイト（事例）】

資料：環境省

TOPIC

森里川海のつながりと循環

私たちの暮らしは、森里川海をはじめとする、様々な自然の恵みに支えられています。森に降った雨は葉や土の中に蓄えられ、その過程で栄養分が溶け込み、ゆっくりと時間をかけて川や海へと流れ込みます。また、その栄養は、食物連鎖によってプランクトン、魚類、魚類を食べる私たち人間や陸上生物へとつながっていきます。



そして捕食された魚類は生ごみや糞となり、ミミズや細菌・バクテリアなどによって分解され、再び土に戻ります。

森里川海は、こうした絶妙なバランスによって健全な循環が維持されていますが、過度な開発や利用、管理不足により、そのバランスが崩れつつあります。例えば、管理不足の人工林が増えると、森の貯水機能が低下し、土砂崩れが起きる可能性が高くなるだけでなく、土砂が川に流れ込んで、川や海の生態系に悪影響を及ぼす可能性も出てきます。こうした問題を発生させないためにも、私たち一人ひとりが意識や行動を変えていくことが重要です。まずは身近なことから始めてみましょう。

◆ 地形地質

- 全国レベル、県レベルで特に重要な「すぐれた地形・地質」は、雄島安山岩・安島安山岩と節理をはじめとして、市内に10箇所あります。

◆ 歴史・文化

- 国史跡である六呂瀬山古墳群や丸岡城をはじめとする重要文化財、東尋坊やアラレガコ生息地の名勝天然記念物を有しています。
- 三国祭や表見の米などは、福井県を代表する伝統祭事となっています。

国指定 <指定文化財一覧>

国宝	工芸品	1
重要文化財	建造物	4
	絵画	3
	歴史資料	1
	工芸品	1
史跡・名勝・天然記念物	史跡	2
	名勝	1
	天然記念物	1
	名勝・天然記念物	1

県指定

有形文化財	建造物	5
	絵画	3
	彫刻	5
	書籍・典籍・古文書	2
	工芸品	3
	考古資料	1
	歴史資料	2
民族文化財	有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	6
史跡・名勝・天然記念物	史跡	3
	天然記念物	3

市指定

有形文化財	建造物	12
	絵画	2
	彫刻	12
	書籍・典籍・古文書	3
	工芸品	3
	考古資料	1
	歴史資料	3
民族文化財	有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	6
史跡・名勝・天然記念物	史跡	12
	天然記念物	6

国登録

登録有形文化財	建造物	21
登録記念物	記念物（名勝地）	1

市登録

登録有形文化財	建造物	3
登録記念物	記念物（史跡）	3

資料：坂井市ホームページ（文化財） 2025（令和7）年10月現在



【三国祭】



【丸岡城】

資料：坂井市教育振興基本計画

現状の取り組みと今後の課題

❖ 動植物の生息環境の保全と再生

- 本市における絶滅危惧種については市民、研究者、市(行政)が連携し、適切に保全と再生の活動に取り組む必要があります。
- 本市におけるすぐれた植生、巨樹・巨木林については、広く市民に周知し、保全していく必要があります。
- すぐれた植生や巨樹・巨木林の指定を受けていないものでも、市にとって重要だと考えられる場合は、市民、事業者、市(行政)が協力して適切に保全していく必要があります。
- 有害鳥獣の個体数管理に取り組み、必要に応じて駆除などによる生息数の調整を行う必要があります。
- 松枯れ対策については、市民と協力し、継続して実施していく必要があります。
- 外来種*については、国、県と連携して対策を行う必要があります。また、外来種についての環境学習の場の創出も検討していく必要があります。
- 市民や事業者、団体等との連携のもと、市内の自然共生サイトの認定を推進していく必要があります。

❖ 地域の歴史・文化の保全

- 国宝や重要文化財、名勝・天然記念物、各地区の歴史・文化資源を、伝承、継承、保全していくと同時に、それらの資源を活用したエコ・グリーンツーリズム*にも取り組んでいく必要があります。

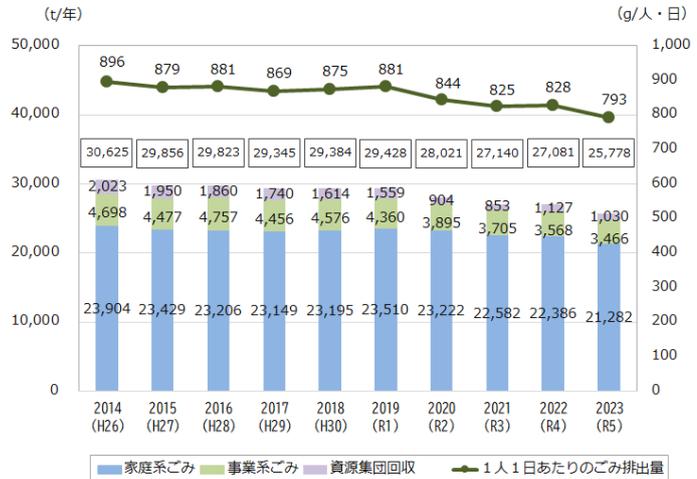
4. 循環型社会

◆ 廃棄物

●本市の2023(令和5)年度のごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量は、それぞれ25,778tと793gとなっており、2019(令和元)年度以降は減少しています。

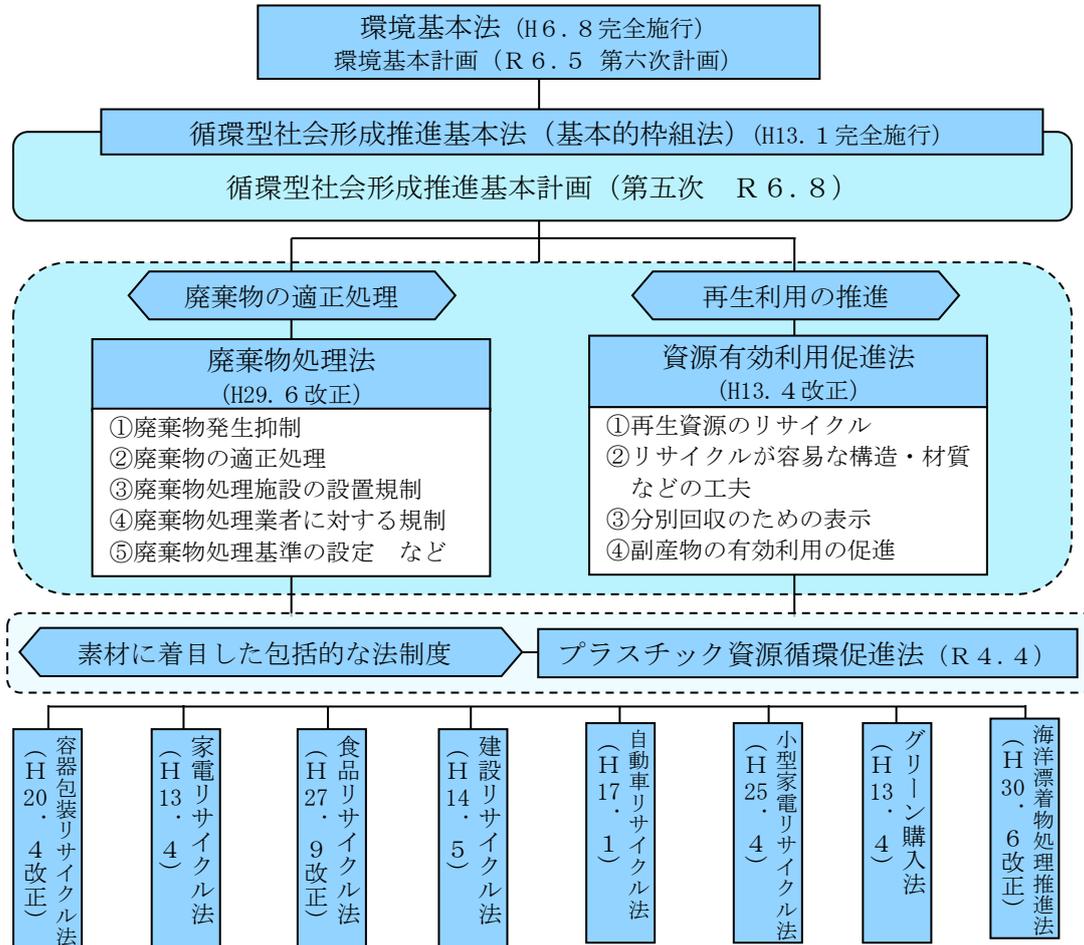
●市内の一般廃棄物は、福井市、あわら市及び永平寺町との共同施設である、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで処理されています。

●本市では、市民一人ひとりが家庭から出るごみの量を減らすことができるよう、「ごみの減量化・方策等を考えるワークショップ」を開催して市民の理解を図っています。



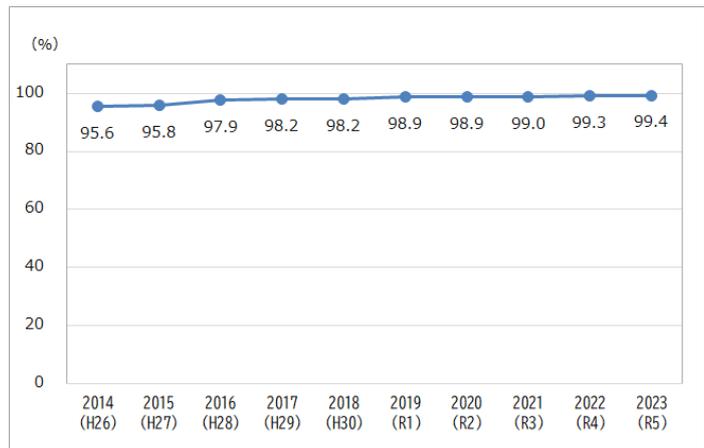
資料：第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画

<参考> 循環型社会の形成と推進のための法制度



◆ 水資源

- 本市の上水道は、龍ヶ鼻ダムを水源とする竹田川の表流水と自己水源の井戸水を取水して供給しています。また、地下水の利用は多岐にわたり、上水、工場用水、消雪などに利用しています。
- 九頭竜川流域下水道関連下水道事業を計画的に進めており、2023（令和5）年度の公共下水道普及率は99.4%と高い水準にあります。



【公共下水道の普及率】

資料：坂井市統計年報

◆ バイオマスエネルギー

- あわら三国木質バイオマスエネルギー事業協議会は、2014（平成 26）年度から3年間にわたり、あわら市及び三国町の観光施設において、化石燃料*に代えて県産の未利用木材を熱源として活用する「あわら三国木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（あわら三国もりもりバイオマス）」を実施しました。その後、本事業のノウハウを継承して設立された「もりもりバイオマス株式会社」が、現在は民間事業としてあわら三国エリアにおける木質バイオマス熱エネルギー利用システムの普及促進に取り組んでいます。
- 本市の公共施設においても、木質バイオマスエネルギー活用のため、木質チップを利用した温水ボイラを導入しています。

TOPIC 木質バイオマス熱エネルギー活用の取り組み

「もりもりバイオマス株式会社」は、地元森林の間伐未利用材や林地残材を資源とし、坂井森林組合の「WOODバイオマスセンターさかい」で生産した木質チップを燃料とする温水ボイラを「三国オーシャンリゾート＆ホテル」「グランディア芳泉」「あわら温泉美松」に導入し、シャワー・給湯・暖房などの熱源を提供しています。

本市においても、木質チップを燃料とする温水ボイラを市内公共施設「丸岡温泉たけくらべ」「坂井市竹田農山村交流センター」に導入しています。



資料：もりもりバイオマス株式会社

◆ 地産地消

- 本市では、地元食材を活かした食育イベント等を実施し、地産地消を推進しています。
- 市内農産物直売所「いねす市」や「ゆりいち」では市内で生産された地元の食材が販売されています。
- 市内小中学校では、地元の食材を使った伝承料理や特産を使った学校給食を提供しています。また、市内の小中学校給食及び保育園にて坂井市産米を提供しています。

TOPIC

食改さんの季節のごはん

本市では、地域の食生活改善推進員とコラボし、地域住民の食を通じた健康維持と仲間づくりにつながる料理教室を年間4回（春夏秋冬）開催しています。メニューに旬の食材や郷土料理を取り入れ、地産地消を促進するとともに、郷土料理を含めたレシピと調理のコツを学びます。



資料：坂井市

TOPIC

学校給食で地産地消

本市では、市内小中学校において、いつもより地場産食材を多く使い、郷土料理を一品組み合わせた「ふるさと献立」を月に1回提供しています。地元の食材を地元で消費することにより、旬の新鮮な食材をおいしく食べることができ、トラックなどの輸送による二酸化炭素の排出削減につながります。

また、地域の農業や漁業が守られ、地域経済の活性化にもつながります。



ごはん：坂井市産
コロッケ（小松菜、ふくいポーク、若狭牛）：福井県産
豚汁（ねぎ）：坂井市産
豚汁（みそ）：福井県産
こんざ（打ち豆）：福井県産

資料：坂井市

現状の取り組みと今後の課題

❖ 廃棄物の減量

- 本市のごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、さらなるごみ排出量削減に向け、より一層の取り組みが求められます。
- ごみ減量化のために、5R(ファイブアール)の普及啓発を図る必要があります。
- ごみの分別について、市民に継続して広報していく必要があります。

❖ 資源の循環に向けた取り組みの推進

- 地下水の取水管理を適正に行い、地下水資源を保全していく必要があります。
- 下水道普及率100%を目指すためにも、継続して事業を進める必要があります。
- 木質バイオマスなどの木材資源の有効活用を図っていく必要があります。
- 地産地消を一層推進していく必要があります。

TOPIC 5Rの取り組みについて

5Rとは、Refuse(リフューズ・断る)、Reduce(リデュース・廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース・再使用)、Repair(リペア・修理する)、Recycle(リサイクル・再資源化)の5つの取り組みの頭文字からきており、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための考え方です。

リフューズ

- 不要なものは買わないようにしましょう。
- 試供品など不要なものはもらわないようにしましょう。
- 過剰包装は断りましょう。

リデュース

- 食べ物を食べきったり、腐らせないようにしましょう。
- 生ごみを捨てるときは十分に水気を切ると、ごみを燃やすときのエネルギーを減らすことができます。

リユース

- シャンプーやリンスなど、詰め替え用のものを買うことでボトルの再利用ができます。
- 自分に必要のないものは、リサイクルショップやフリーマーケットを活用して、必要としている人に譲りましょう。
- 何度も使われるびん(リターナブルびん)が使われている製品を選び、使用後はお店に返ししましょう。

リペア

- 壊れたものはすぐに捨てず、修理して長く使しましょう。
- 洋服や家具などのリメイクを楽しみましょう。

リサイクル

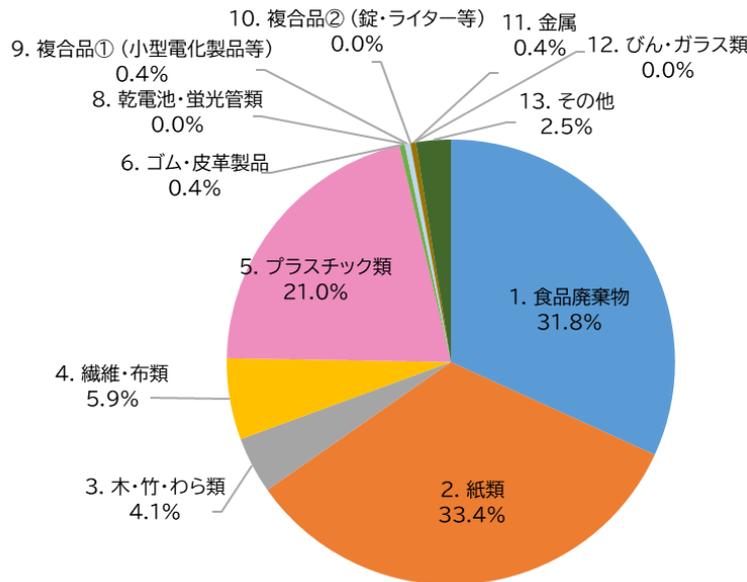
- ごみを分別することにより再資源化しやすくなります。
- 生ごみ処理機を利用すると肥料を作ることができます。

◆ 食品ロス

1) 本市における食品ロス

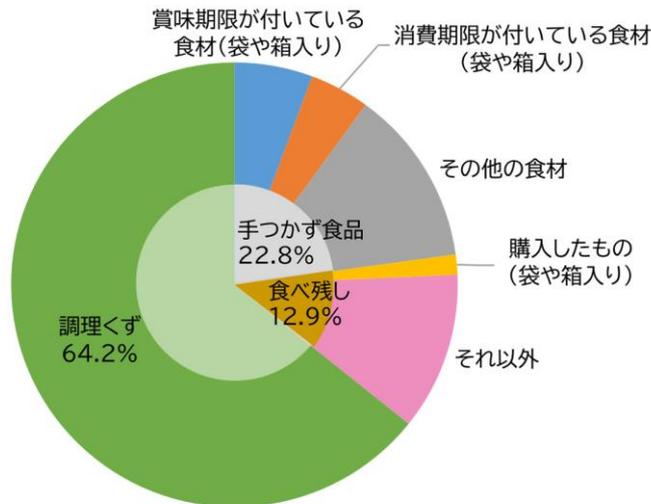
<家庭系の食品ロス等の状況>

- 2022(令和4)年度に実施した、本市域の家庭系ごみの組成調査では、家庭系ごみのうち、31.8%が食品廃棄物となっています。また、食品廃棄物の内訳としては、「手つかず食品」が 22.8%、「食べ残し」が 12.9%、「調理くず」が 64.2%となっており、食品ロスとされる「手つかず食品」「食べ残し」が 35.7%を占めていることが分かりました。



【本市の家庭系ごみの組成割合】

資料：令和4年度 坂井市ごみ組成調査結果報告書（家庭系）より作成

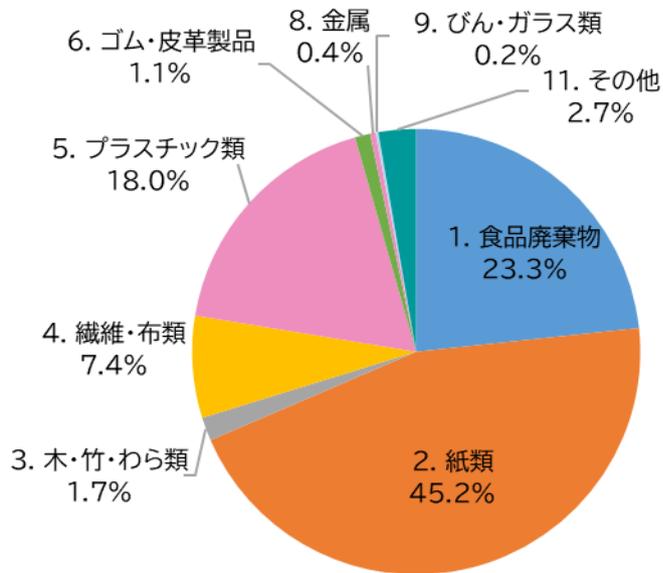


【家庭系の食品廃棄物の組成割合】

資料：令和4年度 坂井市ごみ組成調査結果報告書（家庭系）より作成

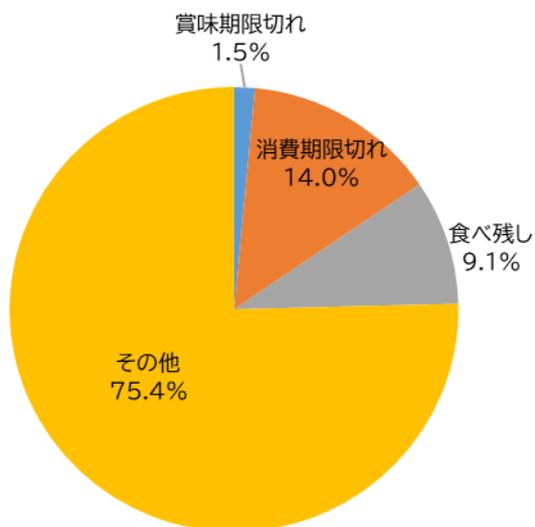
<事業系の食品ロス等の状況>

●2022(令和4)年度に実施した、本市域の事業系ごみの組成調査では、事業系ごみのうち、23.3%が食品廃棄物となっています。また、食品廃棄物の内訳としては、「賞味期限切れ」が1.5%、「消費期限切れ」が14.0%、「食べ残し」が9.1%、「その他」が75.4%となっています。



【本市の事業系ごみの組成割合】

資料：令和4年度 坂井市ごみ組成調査結果報告書（事業系）より作成



【事業系の食品廃棄物の組成割合】

資料：令和4年度 坂井市ごみ組成調査結果報告書（事業系）より作成

<本市における食品ロス削減の取り組み>

- 本市は 2025(令和7)年3月に、スーパーなど食品を扱う3事業者と、「食品ロス削減の推進に向けた常設フードドライブ*ポストの設置等に関する協定」を締結、及びこども食堂運営やひとり親支援 6 団体、坂井市社会福祉協議会と「食品ロス削減の推進に向けた未利用食品の活用に関する協定」を締結し、フードドライブ(食品寄付活動)に取り組んでいます。
- その他、商品棚の手前にある消費期限の近い商品を積極的に選ぶ購買行動「てまえどり」の普及促進など、食品ロス削減に向けた取り組みを進めています。

TOPIC 本市における「フードドライブ」の取り組み

「フードドライブ」とは、家庭で余っている食品を寄付することで、食品ロスを削減し、食品を必要としている方に提供する活動です。

本市では、2025(令和7)年3月から、市内全域(8箇所)にオリジナルの「フードドライブポスト」を設置し、未利用食品を回収し、こども食堂運営やひとり親を支援する活動に提供しています。

ご家庭に眠っている食品が、誰かの助けになるかもしれません。また、食品廃棄物を減らすことでごみの焼却量を減らし、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生抑制につながり、「地球温暖化対策」にも貢献できます！ぜひ、「フードドライブ」にご参加ください。



地区	店舗・施設名	所在地	受入可能時間
三国	坂井市役所三国支所	坂井市三国町中央一丁目5-1	開庁時間内
丸岡	バロー丸岡店	坂井市丸岡町東陽2-33	営業時間内
	坂井市役所丸岡支所	坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1	開庁時間内
春江	ハーツはるえ店	坂井市春江町随応寺25-1	営業時間内
	バロー春江店	坂井市春江町随応寺東24-1	営業時間内
	坂井市役所春江支所	坂井市春江町随応寺17-10	開庁時間内
坂井	PLANT2坂井店	坂井市坂井町下新庄15-8-1	営業時間内
	坂井市役所本庁	坂井市坂井町下新庄1-1	開庁時間内

【常設しているフードドライブポスト設置箇所及び受入可能時間】

資料：坂井市

TOPIC

「てまえどり」の普及促進

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前に並べられている消費期限や賞味期限が近くなった商品を積極的に選ぶ購買行動のことをいいます。

福井県では、食品ロス削減の取り組みの一環として、「てまえどり」を推奨しており、本市においても「てまえどり」の普及促進を行っています。



資料：福井県

TOPIC

「おいしいふくい食べきり運動」の推進

「おいしいふくい食べきり運動」とは、家庭やホテル・レストランなどで、おいしい福井の食材を使っておいしい料理を作り、作られた料理をおいしく食べきり、残ってしまった料理は、家庭では新たな食材としてアレンジ料理に活用し、外食時には持ち帰って家で食べきろうという運動です。

福井県では、「おいしいふくい食べきり運動」による食べきりの実践を促しており、県内の飲食店、料理店、ホテル等に対しても、適量の料理提供や、ーフサイズ・小盛り・持ち帰りできるメニューの設定など、食べ残しを減らす取り組みへの協力を促しています。



資料：福井県

TOPIC

「3きり運動」の推進

「3きり」とは、生ごみの水を切る「水切り」、料理を残さず食べきる「食べきり」、食材を使い切る「使いきり」の3つの「きり」のことです。

この3つの「きり」を行うことで、食品廃棄物を減らすことができます。

水切り

生ごみは他のごみに比べて水分量がとても多く80%が水分。水切りをすることでごみの重量が10%減り、燃やせるごみの減量に。



食べきり

「食品ロス」を減らすために自分が食べられる量（適量）を見つけて、買う、作る、取り分ける、を心がけましょう



使いきり

食材を腐らせて捨てたり、余らせたりせず、食材を必要な分だけ買い、正しく保存して無駄なく活用しましょう。



資料：福井県

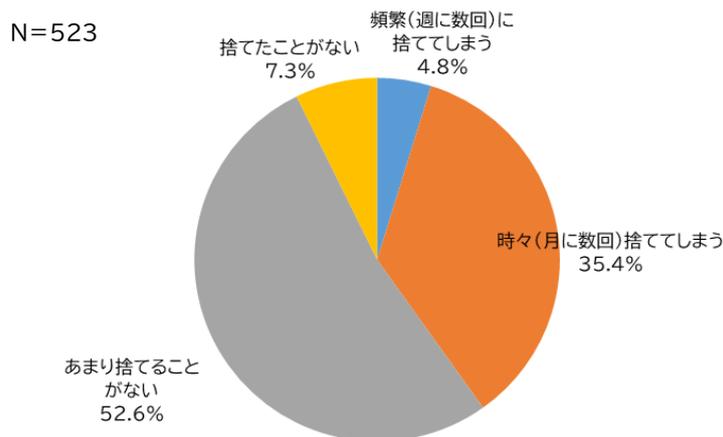
2) 食品ロスに対する意識と取り組み状況

<市民、中学生の食品ロスに対する意識と取り組み状況>

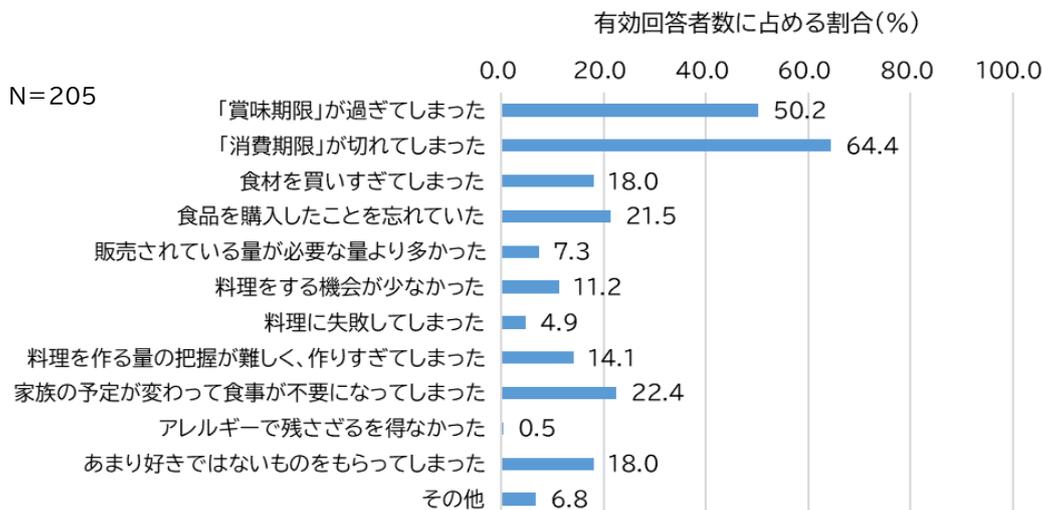
市内在住の市民、中学生を対象に実施したアンケート(2025(令和7)年実施)より、下記のとおり、食品ロスに対する意識や取り組み状況が明らかになりました。(アンケート調査概要については、第2章「7. 環境に対する意識」参照。なお、グラフ、表中の「N」はアンケートの有効回答数を示している。)

◆ 食品ロスの発生状況

- 普段の生活で、まだ食べることができる食品を「捨てたことがない」、「あまり捨てることがない」が合わせて 60%弱となっており、多くの市民が食品ロスを発生させないように取り組んでいることが明らかになりました。
- 一方で、まだ食べることができる食品を捨ててしまう理由としては、「消費期限」が切れてしまった」が約 64%と最も多くなっており、次いで「賞味期限」が過ぎてしまった」が約 50%と多くなっています。



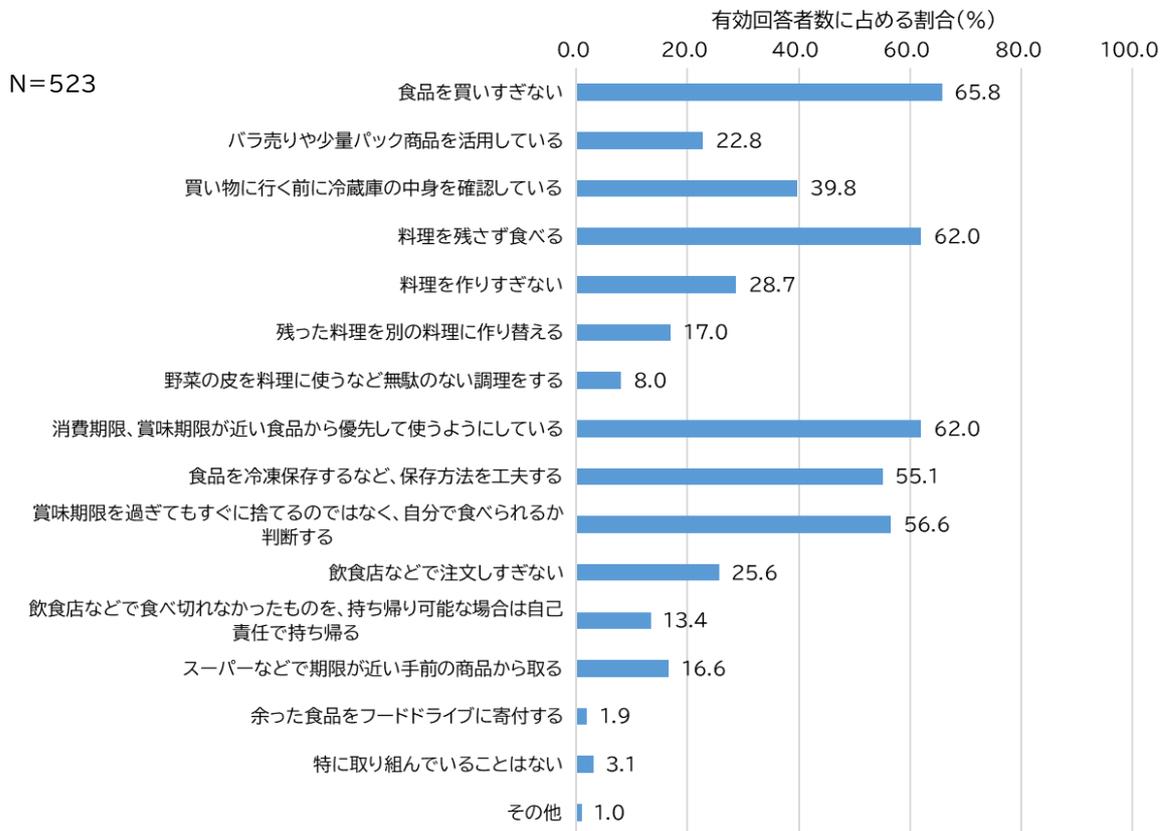
【2025(令和7)年 食品ロスの発生状況(市民)】



【2025(令和7)年 まだ食べることができる食品を捨ててしまう理由(市民)(複数回答)】

◆ 食品ロス削減の取り組み状況

- 食品ロス削減のために市民が取り組んでいることとしては、「食品を買いすぎない」が約 66%と最も多く、次いで「料理を残さず食べる」、「消費期限、賞味期限が近い食品から優先して使うようにしている」が同率で 62%と多くなっています。



【2025（令和7）年 食品ロス削減のための取り組み（市民）（複数回答）】

TOPIC

消費期限と賞味期限の違い

【消費期限】

過ぎたら食べない方がよい期限

〈例〉 弁当、サンドイッチ、惣菜など

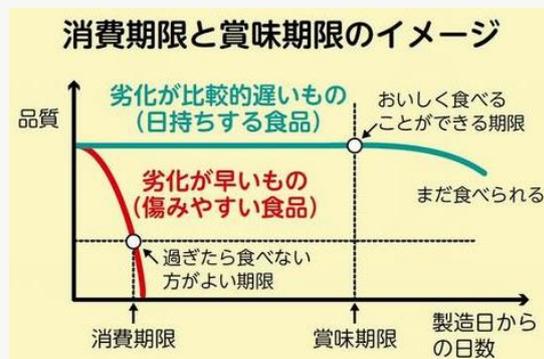
※開封した場合は、消費期限または賞味期限まで安全性や品質の保持が担保されるものではなく、速やかに消費する必要があります。

【賞味期限】

おいしく食べることができる期限

この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。

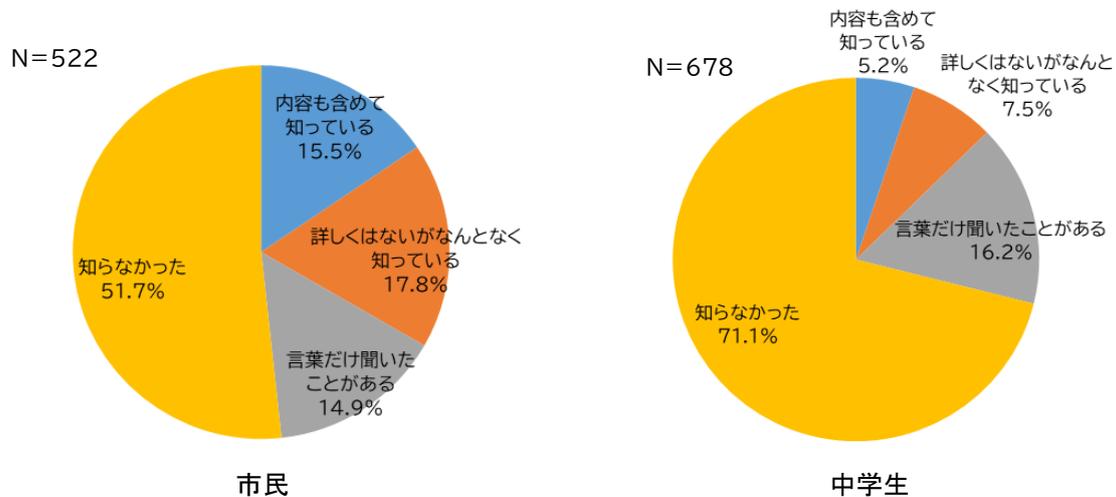
〈例〉 スナック菓子、カップ麺、缶詰など



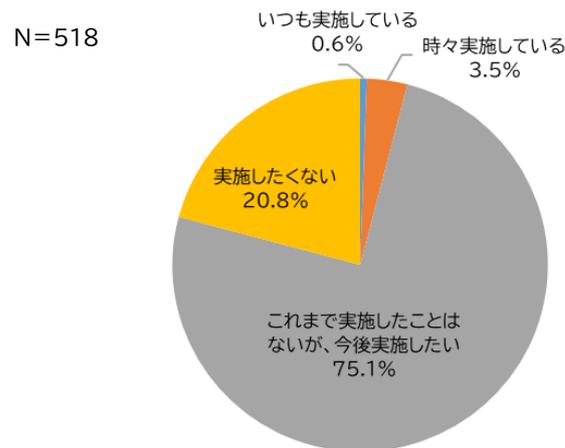
資料：福井県

◆ 本市の「フードドライブ」の認知度と実施状況

- 本市の「フードドライブ」について、「知らなかった」とした市民は約 52%、中学生は約 71%と過半数を占めており、「フードドライブ」について、広まりつつありますが、十分に認知されていない現状が明らかになりました。
- 市民の「フードドライブ」の実施状況については、「いつも実施している」「時々実施している」が合わせて約4%と、ほとんどの市民が実施したことがない状況です。一方で「これまで実施したことはないが、今後実施したい」が約 75%に達しており、市民の関心の高さがうかがえます。



【2025（令和7）年 坂井市の「フードドライブ」の認知度】



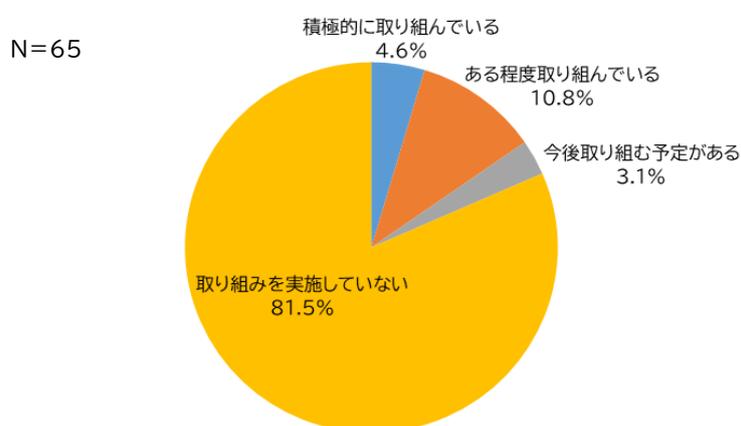
【2025（令和7）年 坂井市の「フードドライブ」の実施状況（市民）】

<事業者の食品ロスに対する意識と取り組み状況>

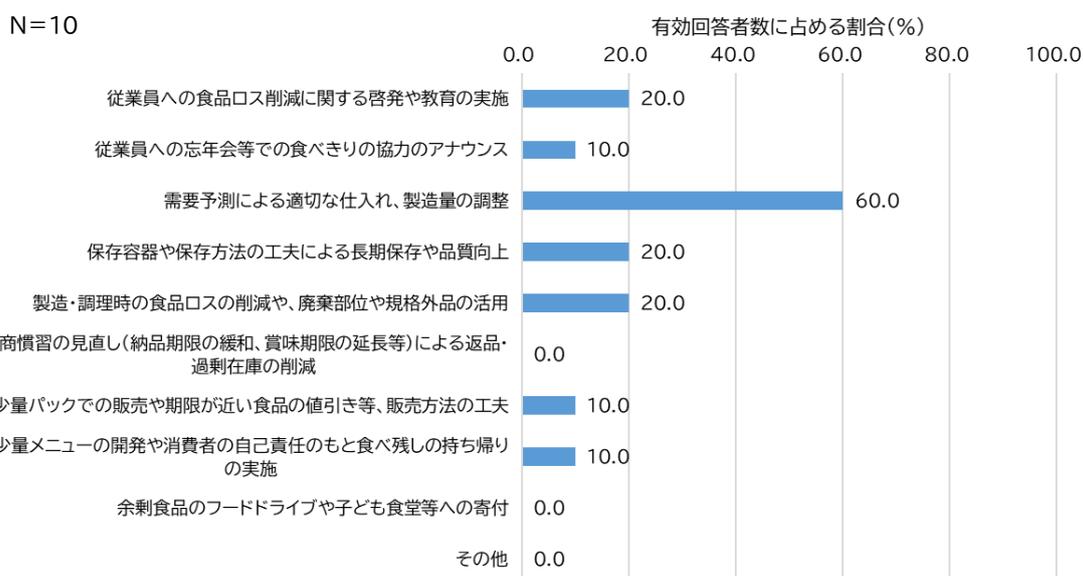
市内の事業所を対象に実施したアンケート(2025(令和7)年実施)より、下記のとおり、食品ロスに対する意識や取り組み状況が明らかになりました。(アンケート調査概要については、第2章「7. 環境に対する意識」参照)

◆ 食品ロス削減の取り組み状況

- 食品ロス削減に対して「取り組みを実施していない」事業所が約 82%と最も多くなっており、現時点では対応が進んでいない事業所が多い傾向が見受けられます。
- 食品ロス削減に取り組んでいる事業所については、取り組みの内容として「需要予測による適切な仕入れ、製造量の調整」が最も多く60%となっています。

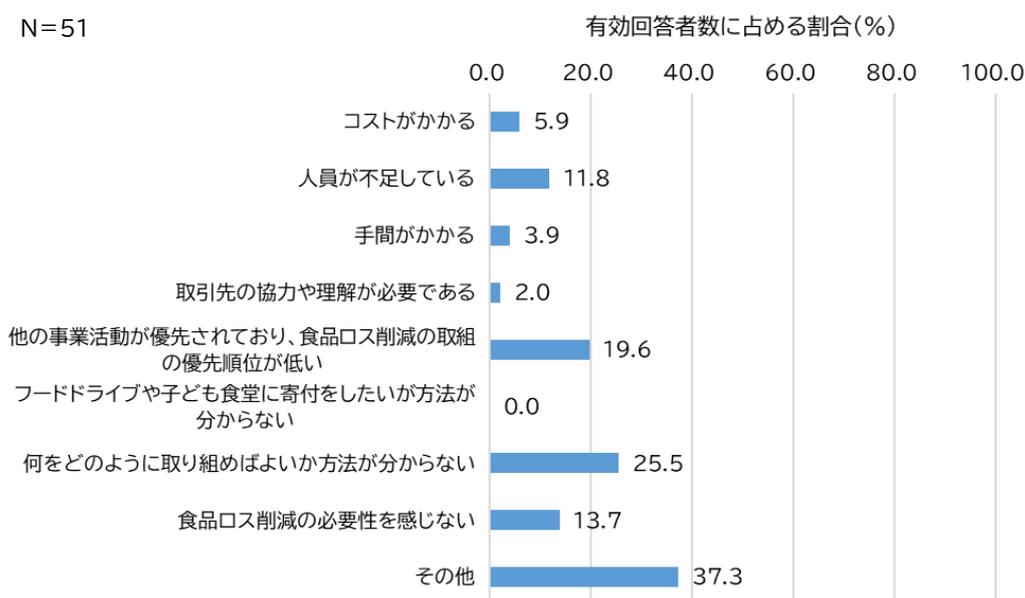


【2025（令和7）年 食品ロス削減の取り組み状況】



【2025（令和7）年 食品ロス削減に取り組んでいる場合の取り組み内容（複数回答）】

- 食品ロス削減に対して「取り組みを実施していない」事業所については、その理由として、「その他」を除くと、「何をどのように取り組めばよいか方法が分からない」が約26%と最も多くなっています。
- 「その他」については約37%と多くなっており、その内容としては「食品を扱っていない」が最も多く見られました。
- 食品を扱っていない事業所についても、忘年会などの社内イベントにおいて従業員に食べきりを呼びかけたり、食品ロス削減に関する教育の実施などを通じて、食品ロス削減に寄与できる可能性があるため、こうした取り組み方法について、周知していく必要があります。



【2025（令和7）年 食品ロス削減に取り組んでいない理由（複数回答）】

TOPIC 食品ロス削減につながる外食時の取り組み

【3010運動】

宴会や会食時における食べ残しを減らそうという取り組みのことで、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、という運動です。

【宴会5箇条】

1. 適量注文を心がけましょう。
2. 3010運動を実践し、食べる時間を持ちましょう。
3. 食べきれない料理は仲間で分けましょう。
4. 食べ残しのないよう声かけをしましょう。
5. 持ち帰りなど工夫して食べ残しを減らしましょう。



資料：環境省、福井県

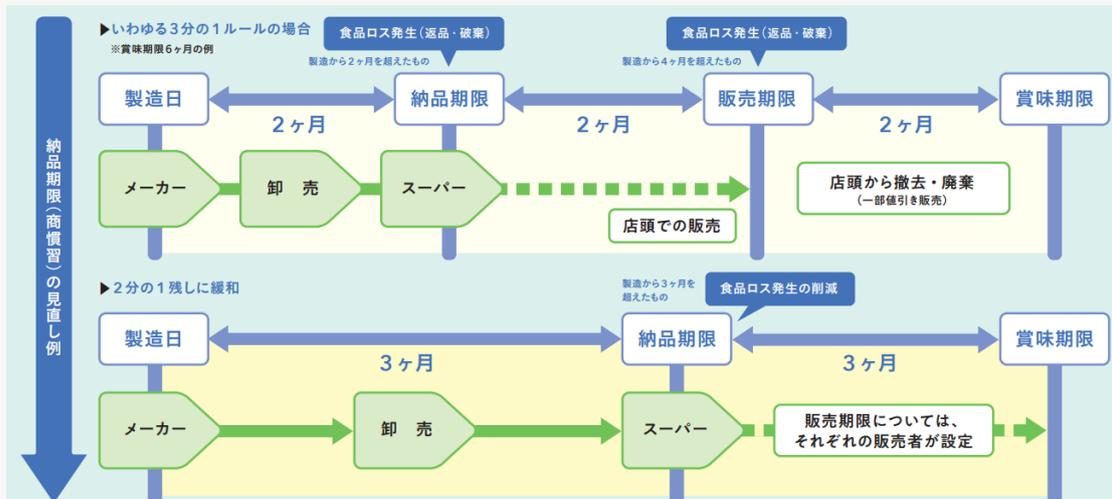
TOPIC

商慣習について

【1/3ルール】

食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、賞味期間の1/3までを小売への納品期限、2/3までを販売期限として設定する商慣習のことです。この期限（1/3ルール）を過ぎた場合、販売することができず、廃棄へとつながることから、納品期限を緩和することで納品可能な期限が延び、食品ロスを削減することができます。

この「商慣習」の背景には、賞味期間の長い商品を求める消費者志向があるとされており、消費者が過度な鮮度志向を改めることが重要です。



資料：消費庁 令和6年度版 食品ロス削減ガイドブック

【賞味期限の大括り化】

多くの商品の賞味期限は年月日で表示されています。一方で、食品小売事業者の在庫商品よりも賞味期限が前であることが理由で納品できなかった商品は、廃棄の可能性が高まります。

このため、賞味期限を年月のみ、または日まとめ（例えば年月日表示の、日を10日単位で統一）にするなど大括り化して表示することにより、在庫商品と納品する商品の賞味期限の差が解消され、食品ロスの削減につながることが期待されます。

TOPIC 食品ロス削減国民運動のロゴマーク「ろすのん」

「ろすのん」とは農林水産省と官民が連携して推進する「食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）」という取り組みから誕生したマスコットキャラクターです。

「食品ロスをなくす（non）」という意味から、「ろすのん」と名付けられました。真ん中の赤い丸はお皿、下の2本の線はお箸を表しています。

話す際に語尾に「のん」が付くのが口癖で、「残り物には福がある」が好きな言葉です。



資料：農林水産省

現状の取り組みと今後の課題

❖ 食品ロス削減の推進

- 本市で排出されるごみのうち、食品廃棄物は、家庭系ごみでは31.8%、事業系ごみでは23.3%を占めており、いずれもごみの構成比としては2番目に多くなっていることから、食品ロスの削減に向け、より一層の取り組みが求められます。
- 本市では、「フードドライブ」の実施や、「てまえどり」の普及促進活動、また福井県においても「おいしいふくい食べきり運動」や、「3きり」の推進など、食品ロスの削減に向けた取り組みが積極的に展開されています。しかしながら、市民、中学生を対象としたアンケート調査では、「フードドライブ」に関する認知度が十分ではないことが明らかになりました。事業者を対象としたアンケート調査においても、食品ロス削減に取り組んでいない事業所が8割を超えており、現時点では対応が進んでいない事業所が多い傾向が見受けられます。これより、市民や事業者が理解しやすく、関心を持てるような周知方法を検討し、広報活動をさらに強化することで、食品ロス削減への取り組みを促進していく必要があります。

TOPIC

ドギーバッグについて

外食時に食べきれず料理を残してしまった場合に持ち帰るための容器を「ドギーバッグ」といいます。

残してしまった料理を自己責任で持ち帰ることを身近な習慣として広め、利用者とお店との相互理解の下で、飲食店等における食べ残しの持ち帰りをより身近な文化として広めることを目的として、環境省等が主催で、2020（令和2）年度に「New ドギーバッグアイデアコンテスト」が開催されました。

コンテストの結果、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の愛称として、「もっとエコ」「持って帰ろう」の意味が込められた「mottECO（モッテコ）」が選定されました。「mottECO（モッテコ）」のロゴマークも制作され、国を挙げて飲食店での食べ残しの持ち帰りの普及啓発活動を実施しています。

食品ロス削減のためには、自分が食べきれぬ量を注文し、残さず食べることが大切ですが、どうしても食べきれない場合には、「持ち帰る」という選択肢も考えてみてください。無理なく、できることから始めることが食品ロス削減につながります。

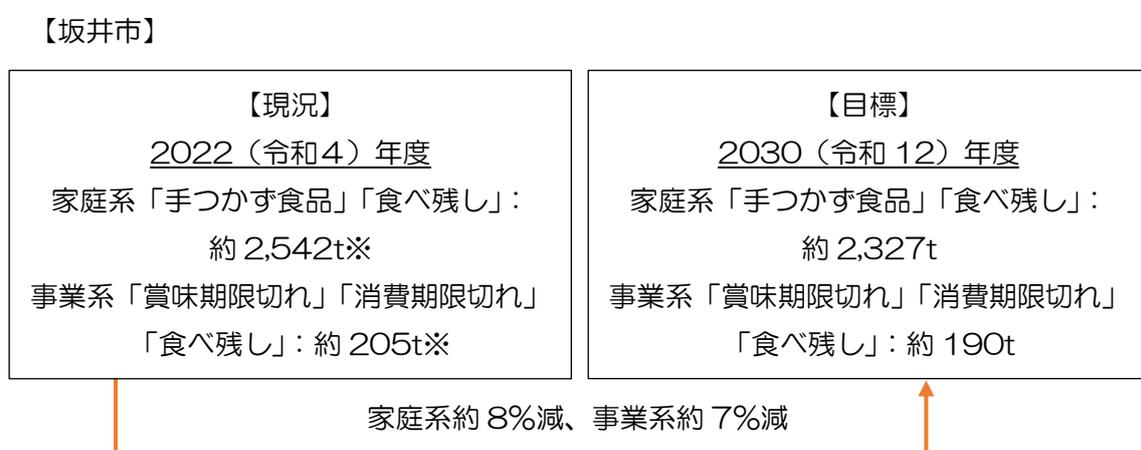
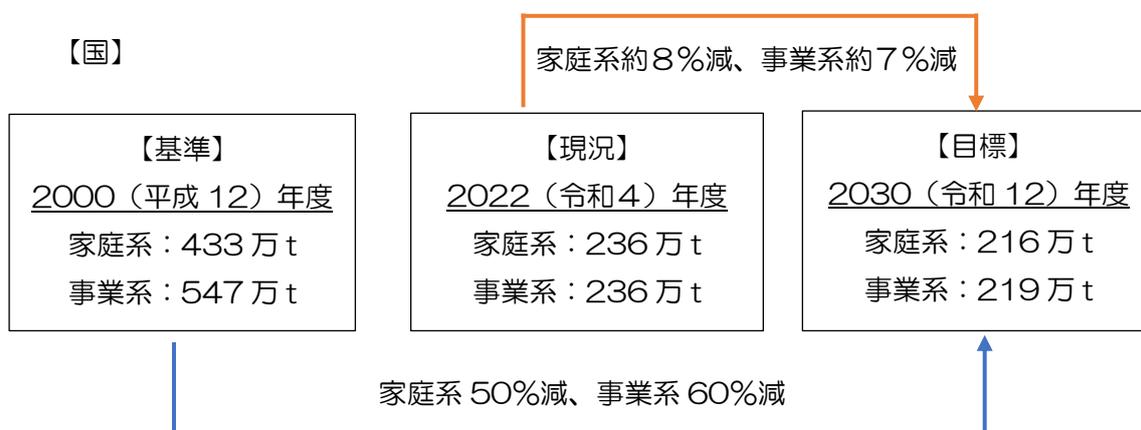


資料：環境省

目 標

❖ 食品ロス削減目標

- 国は、2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度までに、家庭系食品ロスを半減させる(「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024(令和6)年8月閣議決定))、事業系食品ロスについては60%削減させる(「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2025(令和7)年3月公表))という目標を設定しています。
- 2022(令和4)年度から目標年度である2030(令和12)年度まででみると、家庭系の食品ロスは約8%、事業系の食品ロスは約7%削減させるものであることから、本市においても、国の削減目標と同様に、2022(令和4)年度比で2030(令和12)年度までに、家庭系の食品廃棄物のうち、「手つかず食品」「食べ残し」を8%以上削減、事業系の食品廃棄物のうち、「賞味期限切れ」「消費期限切れ」「食べ残し」を7%以上削減することとします。



※令和4年度家庭系ごみ、事業系ごみの実績値に組成調査の割合を乗じて算出。

目 標

❖ フードドライブ事業での食品回収量

- 本市が2025(令和7)年3月から開始したフードドライブ事業において、2030(令和12)年度までに、累計で6t※の食品回収を目指すこととします。

【現況】	【目標】
<u>2025(令和7)年度</u>	<u>2030(令和12)年度</u>
—	6t
(新規)	(2025(令和7)年度からの累計)

※第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。

食品ロス削減に向けた主体的な取り組みと連携

❖ 市民の役割

- 食品ロスの現状やその影響について「我がごと」として理解を深めることが必要です。その上で、日常生活における食品ロスの削減に向けて一人ひとりが、「食べ残しをしない」、「てまえどりを心がける」、「市のフードドライブ事業に参加する」等の具体的な行動に移すことが求められます。
- 食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗の利用等により、事業者の取り組みに協力することが求められます。

❖ 事業者の役割

- 事業活動において生じる食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う必要があります。
- サプライチェーン*でのコミュニケーションを強化し、食品ロス削減に向けた事業活動への転換に努め、取り組みについて消費者に広く情報発信を行うことが求められます。
- 国または地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策への協力や、事業者の規模や店舗の実状に応じた取り組みを市民と協働しながら展開していくことが重要です。

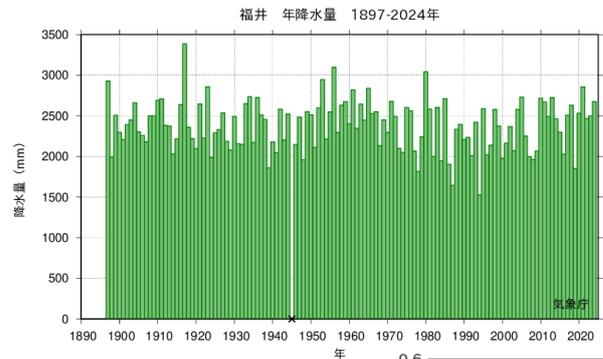
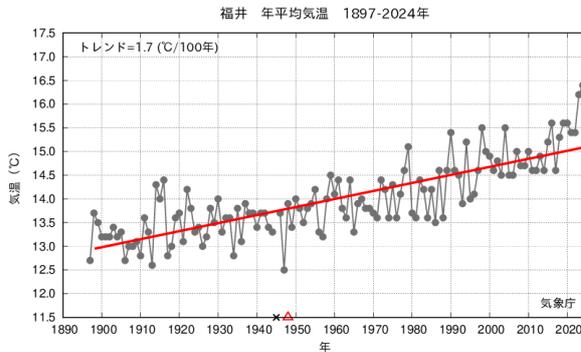
❖ 市の役割

- 市民の役割及び事業者の役割についての理解を促進し、各主体において能動的に実践ができるよう、「第4章 行動計画」に掲げる施策を推進していきます。

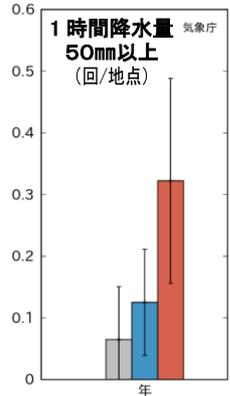
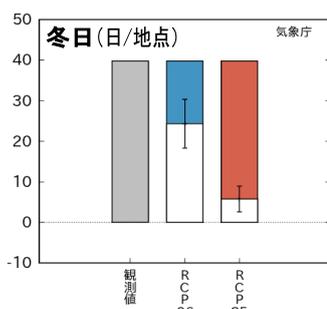
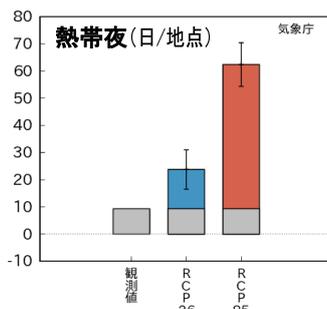
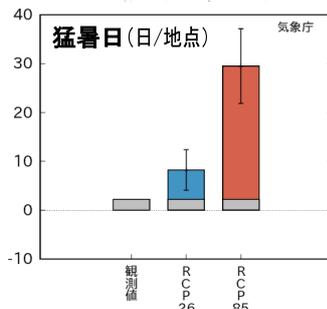
5. 地球環境

◆ 気候変動

- 福井地方気象台で観測された、福井県の平均気温の長期変化をみると、年、季節ごとの平均気温はいずれも上昇傾向にあります。
- 真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数は増加傾向にあり、冬日日数は減少傾向となっています。また、年最深積雪も減少傾向にあります。
- 気象庁の将来予測では、地球温暖化が進むことで、21世紀末には年平均気温が現在より大きく上昇し、集中豪雨や猛暑日も増加することが見込まれています。国連のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)*が示す気温の将来予測を、福井県に当てはめてみると、最も気温上昇が低い場合は約1.4℃の上昇が予測されています。一方で、最も気温上昇が高くなる場合は約4.4℃の上昇が予測されています。



【福井県の年平均気温・年降水量の推移】



【年間階級別日数(福井県)・1時間降水量50mm以上(北陸)の将来予測】

20世紀末の観測結果(灰色部分)に対して、予測される変化(20世紀末と21世紀末の差)を表示(青:最も気温上昇が低い場合(2℃上昇シナリオ)/赤:最も気温上昇が高い場合(4℃上昇シナリオ))

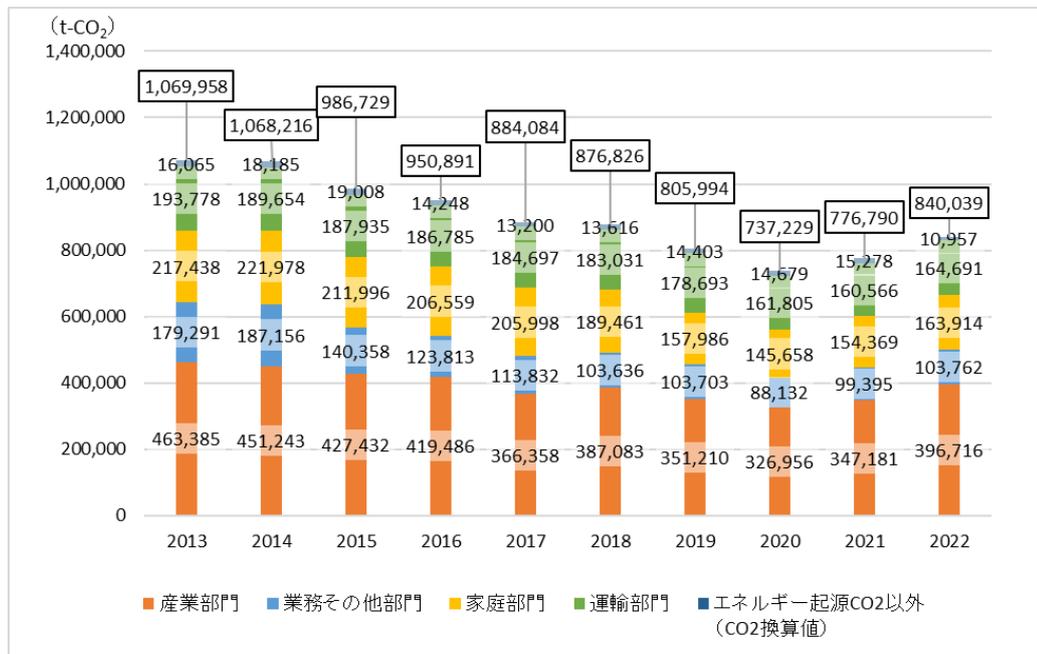
資料:気象庁「日本の各地における気候の変化」(関東甲信・北陸・東海地方の気候の変化)

- 本市では、災害予防、災害応急対策及び、災害復旧に関する「坂井市地域防災計画」を策定しています。本市では過去に以下のような災害が発生しています。

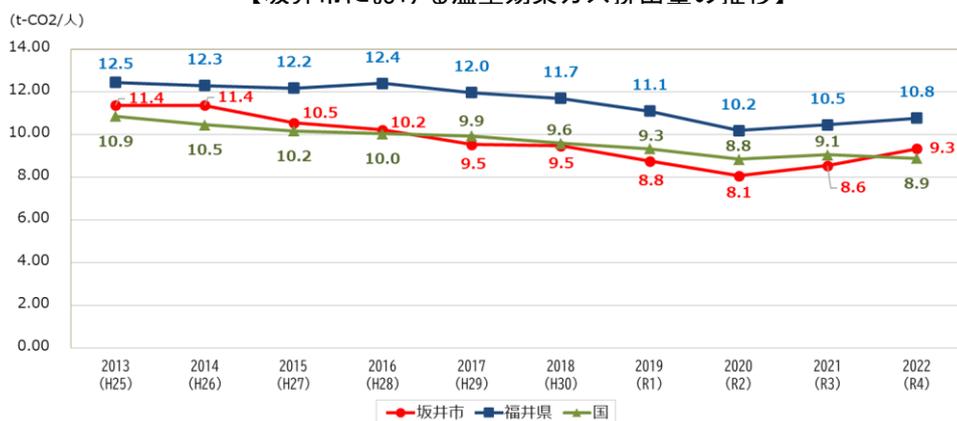
水害	近年記録的な集中豪雨が多発しており、2018(平成30)年豪雨などで被害が出ている。
風害	2004(平成16)年の台風23号や2016(平成28)年の暴風で被害が出ている。
雪害	2006(平成18)年豪雪では県内の死者が14名、2018(平成30)年と2021(令和3)年の豪雪では8号線や公共交通機関の麻痺などの被害が出ている。

◆ 温室効果ガス排出量

- 本市の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度(基準年度)は約107万t-CO₂、2022(令和4)年度は約84万t-CO₂です。
- 国では2030(令和12)年度の温室効果ガス削減目標を「2013年度比46%削減」とし、さらに50%の高みを目指すとしています。本市でも国の目標を踏まえ、2013(平成25)年度比で2030(令和12)年度までに50%削減することとしており、2022(令和4)年度時点では、2013(平成25)年度比で約21%の削減となっています。
- 部門別にみると、産業部門が全体の約4割を占めていますが、2013(平成25)年度と比べて、産業部門は約14%、業務その他部門は約42%、家庭部門は約25%、運輸部門は約15%減少しています。
- 本市の1人当たりの温室効果ガス排出量の推移をみると、2020(令和2)年度までは減少傾向にありましたが、その後増加傾向に転じています。



【坂井市における温室効果ガス排出量の推移】



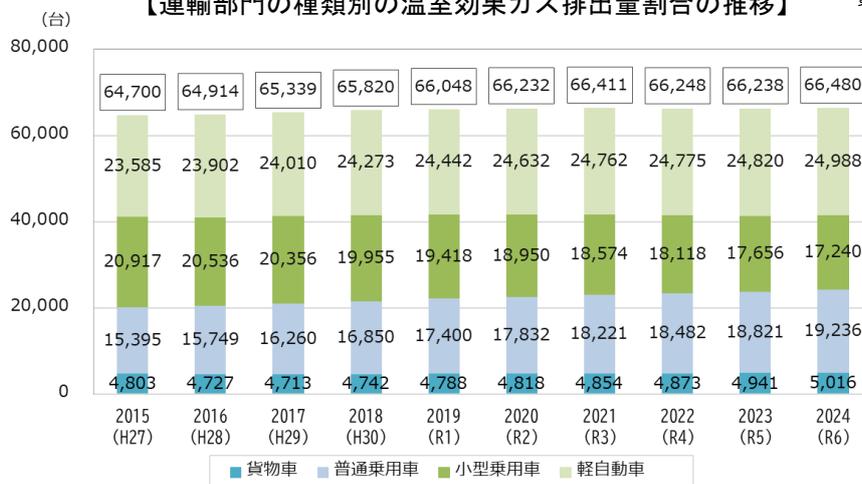
【1人当たりの温室効果ガス排出量の推移】

資料：環境省・福岡県
住民基本台帳

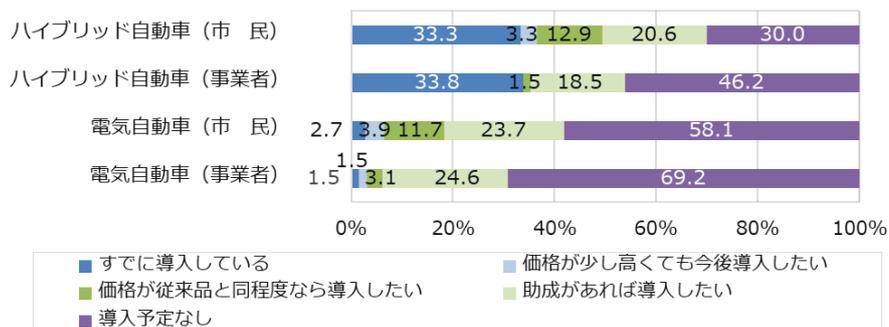
- 運輸部門の温室効果ガス排出量をみると、自動車が95%以上を占めている状態が続いています。
- 市内の自動車登録台数は増加傾向にあり、2024(令和6)年度で約66,500台となっています。
- 市民、事業者を対象としたアンケート調査(2025(令和7)年実施)によると、ハイブリッド自動車*・電気自動車の導入率について、ハイブリッド自動車は市民、事業者ともに33%台、電気自動車については市民は約3%、事業者は約2%といずれも低い水準にとどまっています。



資料：環境省



資料：坂井市統計年報



【2025(令和7)年 市民、事業者へのアンケート調査によるハイブリッド自動車及び電気自動車の導入率】

◆ 地球温暖化抑制活動

●環境省では、地球温暖化抑制のために、2003(平成15)年からライトアップ施設や家庭の照明を消すよう呼びかける「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。本市においても、毎年夏至の日(6月21-22日頃)と、「福井震災追想の日」(6月28日)、「クールアースデー」(7月7日)の3日間を「市民統一消灯日」として、丸岡城、龍翔博物館、ユリウム春江、ハートピア春江などの照明を消灯するなど、市内全域にライトダウンを呼びかけています。



●本市では、2050(令和32)年までに本市域の二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げる「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。これを具現化するため、2024(令和6)年3月には、再生可能エネルギーの導入を具体的に推進するための計画として「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定しました。さらに2026(令和8)年3月には脱炭素に係る今後の大きな方向性を示す総合的な計画として「坂井市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しています。

●2025(令和7)年6月には、環境省から自治体の脱炭素に関する取り組みに対して交付される交付金「令和7年度重点対策加速化事業」において、本市の計画提案が採択されました。この交付金を活用し、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間で重点的な加速期間として、市民、事業所を対象とした再生可能エネルギーの導入支援を実施し、GX(グリーン・トランスフォーメーション)の推進基盤を構築していきます。また、産官学金連携による推進体制の強化を図るため「ゼロカーボンさかいコンソーシアム」を設立し、本市の脱炭素に向けた取り組みを加速させていきます。

TOPIC

坂井市「ゼロカーボンシティ宣言」

本市は、2021(令和3)年3月に、2050(令和32)年までに本市域における温室効果ガス総排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

ゼロカーボンとは、電気や燃料の使用によって排出される一年間の温室効果ガスの量から、森林等によるCO₂吸収量等を差し引いた残りがゼロ以下になること、すなわち、「排出量-吸収量が0以下」となることをいいます。



TOPIC ゼロカーボンさかいコンソーシアムとは

本市では、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量（2013（平成25）年度比）50%削減、2050（令和32）年度の実質ゼロを目指し、2025（令和7）年6月に、市内の企業・団体を対象とした産業部門の脱炭素推進のための「ゼロカーボンさかいコンソーシアム」を設立しました。



資料：坂井市

本コンソーシアムには、事業者（特定事業者21社、商工会会員1,800社など）、エネルギー事業者、金融機関等が参画しており、省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの導入促進、脱炭素化に向けた課題解決支援を目的としたセミナーや相談会等を開催しています。

2025（令和7）年度には、これらのセミナー・相談会等を計10回開催しました。

TOPIC 新しい国民運動「デコ活*」

環境省では、「2050年カーボンニュートラル」及び「2030年度削減目標」の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、2023（令和5）年より新しい国民運動「デコ活」を展開しています。

「デコ活」とは、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そしてなおかつ温室効果ガス削減目標も同時に達成する新しい暮らしを提案するもので、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と、活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。



資料：環境省

具体的には右図のような取り組みが例示されています。

TOPIC 気候正義について

先進国や富裕層が大量に温室効果ガスを排出してきたにも関わらず、気候変動による被害をより大きく受けるのは、途上国や貧困層等の社会的に弱い立場に置かれる人々と、将来の世代です。

この気候変動がもたらす不公平をなくすために、責任を持って取り組んでいこうという考え方を「気候正義」といいます。

TOPIC

省エネ家電購入費支援

本市では、家庭の電気料削減による家計負担の軽減及びCO₂排出量の削減による地球温暖化対策を目的に、家庭で使用する家電製品のうち、消費電力割合の半数を占め、かつ生活必需品であるエアコン・冷蔵庫・LED照明について、省エネ性能の高い製品を市内の電気商店等で購入した方に、購入費用の一部を支援しています。

2025（令和7）年度は、省エネ家電の購入期間を2025（令和7）年10月1日から2026（令和8）年2月28日まで、申請期間を2025（令和7）年10月1日から2026（令和8）年3月13日までとし、購入費の支援を行いました。



資料：坂井市

TOPIC

気候変動による緩和策と適応策

地球温暖化対策には、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」と、「緩和策」を進めてもなお避けることのできない気候変動による豪雨や土砂災害等の被害の回避・軽減に取り組む「適応策」があります。

「緩和策」の具体例としては、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入による温室効果ガスの削減、植林などによる二酸化炭素吸収量の増加が挙げられます。

「適応策」の具体例としては、防災インフラの整備や、高温に対応できる農作物の品種改良、栽培技術開発などがあり、個人でできる適応の取り組みとしては、熱中症対策（日傘・帽子の利用、水分補給等）や災害への備え（ハザードマップ*、避難経路の確認等）などがあります。

資料：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

現状の取り組みと今後の課題

❖ 気候変動と災害対策の強化

- 多発的な集中豪雨や台風による災害の増加、真夏日の増加による熱中症などの健康被害、気候変動による生態系の変化など、幅広い分野への大きな影響が懸念されているため、国や県と連携して、それぞれに対応していく必要があります。

❖ 温室効果ガスの削減

- 国や県の温室効果ガス削減目標の達成に向け、具体的な対策を検討、実践していく必要があります。
- 産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門いずれの部門も2013(平成25)年度と比べて減少していますが、さらなる削減に向けて取り組みを推進していく必要があります。
- 本市は自動車所有率が高く、自動車の使用が多いことから、エコカーの普及促進や公共交通機関などの利用促進に努めていく必要があります。
- イベントや講座の開催などを通じ、市民一人ひとりの地球温暖化抑制に関する意識醸成を図る必要があります。

❖ 省エネルギーの推進

- 市民一人ひとりが節電の習慣づけや省エネ性能の高い家電の導入、住宅の断熱改修といった省エネルギーの取り組みを進めていく必要があります。

❖ 再生可能エネルギーの導入・推進

- 海・川・里・山がもたらす本市の資源を活かした再生可能エネルギーを導入し、地域内で活用することで、エネルギーの地産地消を促進していく必要があります。
- 公共施設で率先して再生可能エネルギーを導入するとともに、市民や事業者と連携することでGX(グリーン・トランスフォーメーション)の推進を図る必要があります。
- 本市の豊かな自然や景観を損なうことなく、それぞれの場所に調和した適材適所の再生可能エネルギーを導入していく必要があります。
- 未利用のバイオマスの利用なども検討しながら、市民、事業者、市(行政)が協力して、地域の環境、経済、防災面に最大限の利益をもたらす再生可能エネルギーの導入を実現する必要があります。

6. 人づくり

◆ 環境教育

- 各小中学校において、教育計画に基づき、特色ある環境教育を行っています。また、ビオトープを設置している学校もあります。
- 福井県地球温暖化防止活動推進員(アースサポーター)と連携して、毎年市内の小学校向けに、地球温暖化の現状などについて出前講座を行っています。2021(令和3)年度からは、市内の小学校6年生を対象に地球環境問題について理解を深め、行動できる人材育成、環境教育を行う本市独自の事業として「ストップ地球温暖化対策授業」を実施しています。
- 市内の小学生を対象として、海洋性レクリエーション活動やトレッキングなど、自然とふれあう活動「わんぱく王国事業」を実施しています。2024(令和6)年度は、延べ 471 人が参加しました。
- 2025(令和7)年度からは、「ecoアクションキッズ・さかい」と題し、市内在住の小学生及びその保護者を対象とした環境学習会を開催しています。学習会では、生物多様性、ごみリサイクル、森林の役割、食品ロスをテーマに年間計 4 回のプログラムを実施しました。
- SDGs の達成に向け、本市においても総合計画をはじめ、本計画や教育振興基本計画など様々な分野で SDGs の視点を取り入れています。



【eco アクションキッズ・さかいの様子】

資料：坂井市

TOPIC

坂井市の環境教育

本市では対話型学習プログラム「ストップ地球温暖化対策授業」を、市内の小学校6年生を対象として実施しています。

2025(令和7)年度からは、小学校での学びをさらに発展させ、市内の中学3年生を対象としてより深い思考と探究を促す「ミステリー&議題解決ワークショップ」を展開しています。これにより世代ごとの発達段階に応じた環境教育の充実を図ります。

2022(令和4)年度	三国地区の小学校5校	171名
2023(令和5)年度	丸岡地区の小学校6校	247名
2024(令和6)年度	春江地区の小学校4校	223名
2025(令和7)年度	坂井地区の小学校4校	121名

【ストップ地球温暖化対策授業の受講者】



【ストップ地球温暖化対策授業の様子】

資料：坂井市

◆ 市民参加型ワークショップ

- 本市では、持続可能な地域づくりや環境保全を市民主体で推進するため、地域人材の育成を目的とした各種ワークショップを実施しています。2024(令和6)年度からは「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの一環として、市民が意見を交わし、地域の課題や可能性について考える「ゼロカーボン市民ワークショップ」を開催しています。また、2025(令和7)年度からは、市民一人ひとりが家庭から出るごみの量を減らすことができるよう「ごみの減量化・方策等を考えるワークショップ」を開催しています。高校生から一般市民まで対話を通じて環境問題に向き合い、協働して解決策を見出す場として、市民参加型ワークショップを継続的に展開していく予定です。

TOPIC 「ゼロカーボン市民ワークショップ」の開催

本市では、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、市民一人ひとりが地球温暖化の抑制に主体的に取り組むことが重要であると考えています。このため、自らの暮らしや地域の課題を見つめ直し、実現可能な取り組みを検討・立案することを目的としたワークショップを開催しています。

2025(令和7)年度は、全5回のワークショップを実施しました。



資料：坂井市

TOPIC ごみの減量化・方策等を考えるワークショップ

本市では2024(令和6)年度に丸岡地区で資源ごみ拠点回収ワークショップを実施しました。2025(令和7)年度からは、市内全域を対象を拡大し、市民一人ひとりが家庭から出るごみの量を減らすことができるよう、地域に合った分別方法や5Rの推進について周知し、浸透させていくための「ごみの減量化・方策等を考えるワークショップ」を開催しています。



資料：坂井市

2025(令和7)年度は、全3回のワークショップを実施し、ごみの現状と課題に関する講義を踏まえ、参加者がグループで議論を重ね、市民が主体的に取り組める具体的な方策を提案しました。

◆ 地域全体での環境保全活動

- 本市には、環境調査や清掃活動などを行う環境保全団体があり、行政と一体となって環境保全活動や意識啓発イベントの開催に取り組むなど、地域の環境保全に貢献しています。
- 市の職員を派遣する出前講座、また各地区ではクリーンキャンペーンや花壇コンクールなどの環境保全活動が行われています。
- 2025(令和7)年度には、市、自治会連合会、農地水広域協定が「人・農地・環境が織りなす地域循環共生圏*に関する包括連携協定」を締結し、多様な主体が相互に支え合う、人・土地・自然が調和した持続可能な地域づくりを推進しています。



【ごみのリサイクル出前講座の様子】



【地球温暖化対策講座の様子】

TOPIC 「人・農地・環境が織りなす地域循環共生圏に関する包括連携協定」の締結

本市では2025(令和7)年11月に、市、自治会連合会、農地水広域協定の三者で「人・農地・環境が織りなす地域循環共生圏に関する包括連携協定」を締結しました。この協定により、地域の人々が互いに支え合いながら自然資源を適切に管理し、生物多様性を守りつつ、経済活動や生活の質を高めることで、次世代へ誇れる豊かな地域づくりを推進していきます。



地域循環共生圏とは

地域が持つ資源を最大限に活用し、ローカルSDGs(地域におけるSDGsの実践)を推進しながら、環境・経済・社会の課題を同時解決し、自立・分散型の持続可能な社会を目指す考え方。

◆ 自然とふれあえる公共施設など

- 本市には、福井県児童科学館エンゼルランドふくい、みくに自然学習センター、福井県総合グリーンセンター、ゆりの里公園などの自然とふれあえる公共施設があります。



【ゆりの里公園】



【福井県総合グリーンセンター】

TOPIC

シンポジウムの開催

本市では、2025（令和7）年11月に「ゼロカーボンシンポジウム2025」を開催しました。本シンポジウムでは、同年度に実施したゼロカーボン及びごみの減量化に関する市民ワークショップにて創出されたアイデアや取り組みの発表をはじめ、基調講演や市民と有識者によるパネルディスカッションを通して、本市の将来像を考えました。



資料：坂井市

TOPIC

ESDについて

ESD（持続可能な開発のための教育 Education for Sustainable Development）とは、環境だけではなく、世界の様々な問題について、身近な所から取り組むことによって、SDGsの達成を通じた持続可能な社会の創造を目指す教育です。

鳴鹿小学校は、2010（平成22）年に福井県で初めてユネスコスクール*に認定されました。



【ESDの概念】

現状の取り組みと今後の課題

❖ 環境教育やワークショップによる内発的動機づけの実施

- 環境保全に対する市民及び事業者の意識向上を図るため、本市で取り組んでいる環境保全活動、市職員等による出前講座、市民参加型ワークショップ、市広報紙やパンフレットによる周知等を今後も実施し、内発的動機づけの促進に努める必要があります。
- 市内の小・中学生を対象とした ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れた環境教育を継続的に推進することで、次世代を担うこどもたちの環境意識の醸成を図っていくことが必要です。

❖ 環境保全団体との連携と育成

- 環境保全団体との連携を一層強化するとともに、環境保全を担う人材・リーダーを育成していく必要があります。

❖ 自然とふれあえる公共施設などの活用

- 県等の関係機関と連携を図りながら、公共施設を環境学習の拠点として一層有効活用していく必要があります。

TOPIC

「内発的動機づけ」とは

「内発的動機」とは、金銭的報酬などの外的要因による動機づけではなく、自らの興味・関心・意欲といった内面から生じる動機を指します。環境保全に関する取り組みにおいては、外発的な働きかけに依存するのではなく、住民一人ひとりが環境保全を自らの課題として主体的に捉え、「自分に何ができるか」「どのような行動が求められるか」を考えることが重要です。

このような内発的動機を引き出すことにより、根本的な解決に向けた行動へとつなげることが可能となり、持続可能な社会の実現につながると考えられます。



7. 環境に対する意識

◆ アンケート調査の概要

調査対象	市民	事業者	中学生
調査時期	2025(令和7)年7月23日～8月27日		2025(令和7)年8月19日～9月12日
配布数	2,000通	200通	788通
回収数	524通	67通	678通
回答率	26.2%	33.5%	80.6%

<実施方法>

【市民】

無作為抽出した2,000人を対象として、アンケート票の郵送及びウェブフォームによる調査を実施。

【事業者】

無作為抽出した200事業所を対象として、アンケート票の郵送及びウェブフォームによる調査を実施。

【中学生】

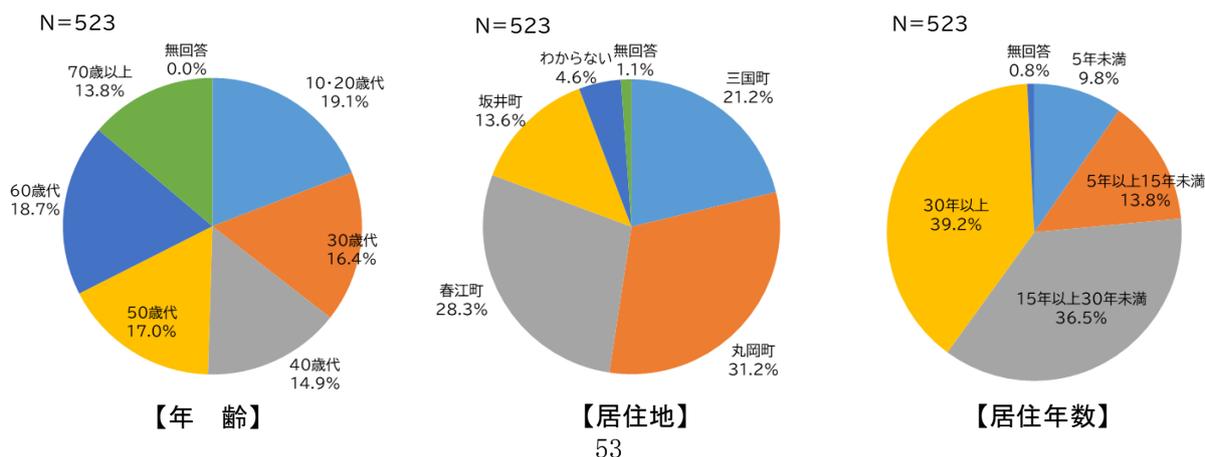
市内中学校5校の中学2年生の生徒788人を対象として、ウェブフォームによる調査を実施。

※なお、下記のアンケート結果のグラフ、表中の「N」はアンケートの有効回答数を示している。

◆ 市民意識の現状

● 回答者について

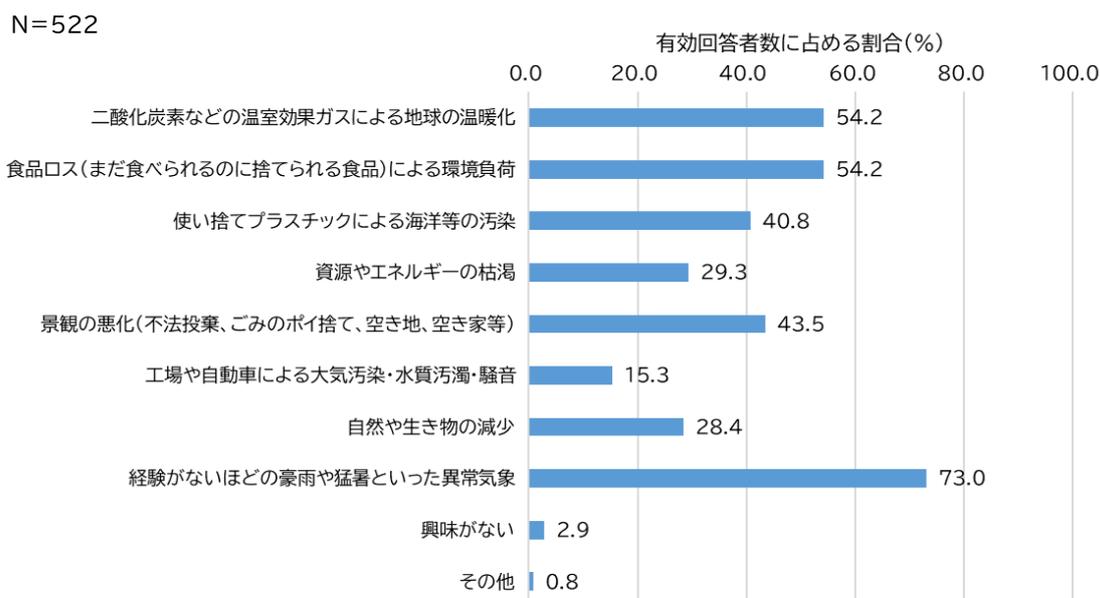
回答者の年齢層は「10歳・20歳代」が約19%と最も多くなっていますが、年齢によって回答率に大きな差は見られず、幅広い年齢層の方に満遍なく回答いただいています。



●環境に関する意識や取り組みについて

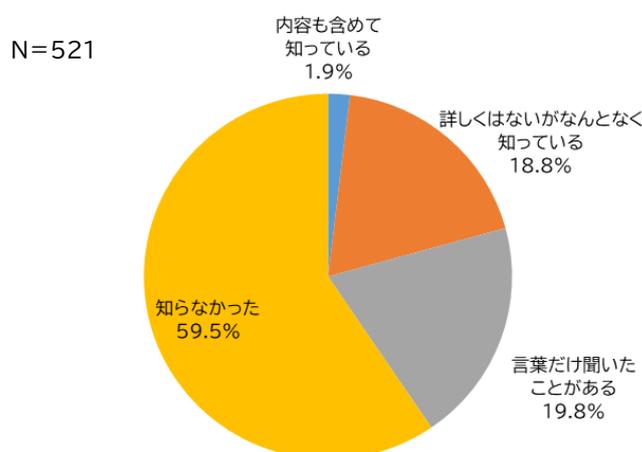
関心を持っている環境問題として、「経験がないほどの豪雨や猛暑といった異常気象」が73%と最も多く、次いで「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球の温暖化」「食品ロス(まだ食べられるのに捨てられる食品)による環境負荷」が同率で約54%と多くなっています。

「興味がない」と回答した人は約3%にとどまり、大多数の人が環境問題に関心を寄せていることがわかります。



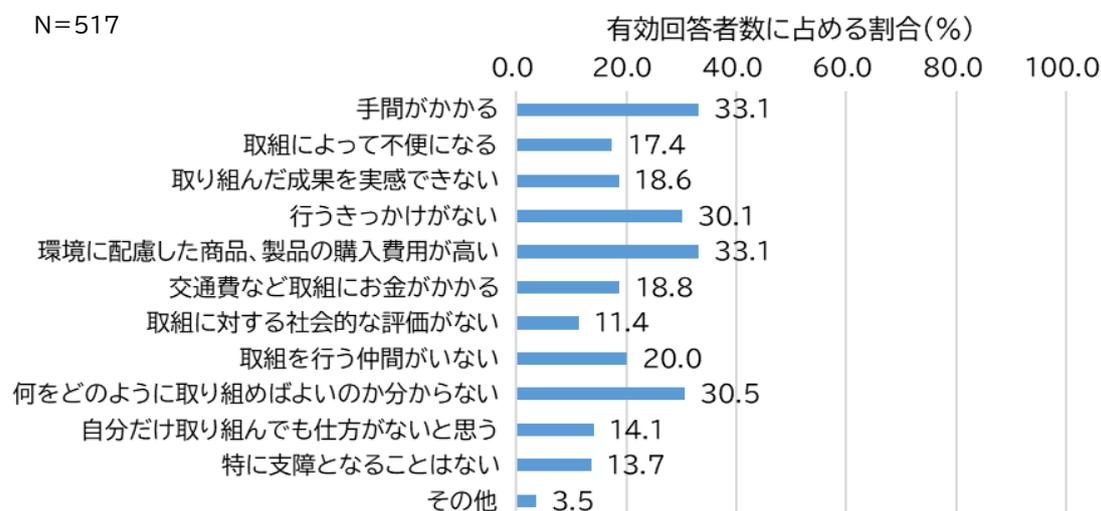
【関心を持っている環境問題(複数回答)】

ゼロカーボンシティ宣言について「知らなかった」が60%弱と最も多く、過半数を占めています。一方で「内容も含めて知っている」、「詳しくはないがなんとなく知っている」合わせて20%強となっていることから、市民に広まりつつありますが、十分に認知されていない現状が明らかになりました。



【ゼロカーボンシティ宣言の認知度】

環境保全に取り組む際に支障となっていることとして、「手間がかかる」、「環境に配慮した商品、製品の購入費用が高い」が約 33%と最も多く、次いで「何をどのように取り組めばよいのか分からない」が約 31%、「行くきっかけがない」が約 30%と多くなっています。



【環境保全に取り組む際に支障となっていること（複数回答）】

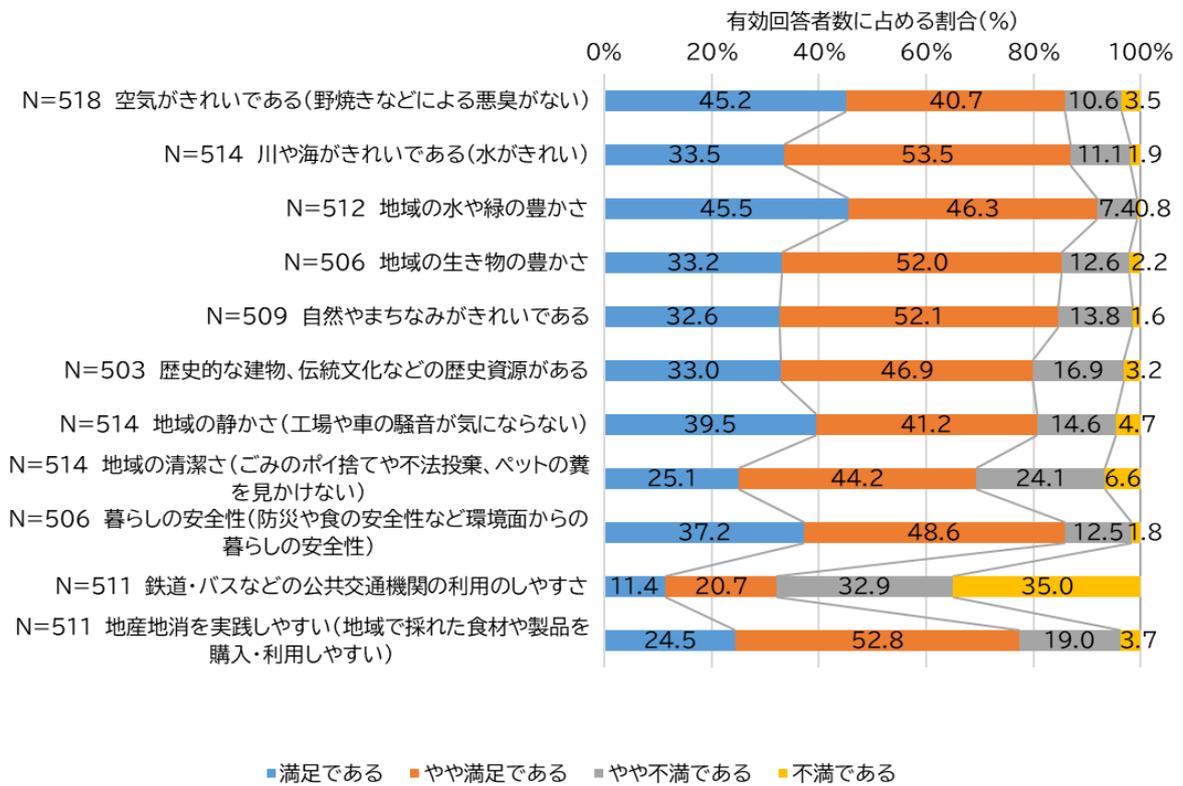
●住んでいる地域の環境について

住んでいる地域の環境の満足度について、「空気がきれいである」、「川や海がきれいである」、「地域の水や緑の豊かさ」、「地域の生き物の豊かさ」、「自然やまちなみがきれいである」、「歴史的な建物、伝統文化などの歴史資源がある」、「地域の静かさ」、「暮らしの安全性」、「地産地消を実践しやすい」は、「満足である」、「やや満足である」を合わせて 80%前後となっており、満足度が高いことが分かります。

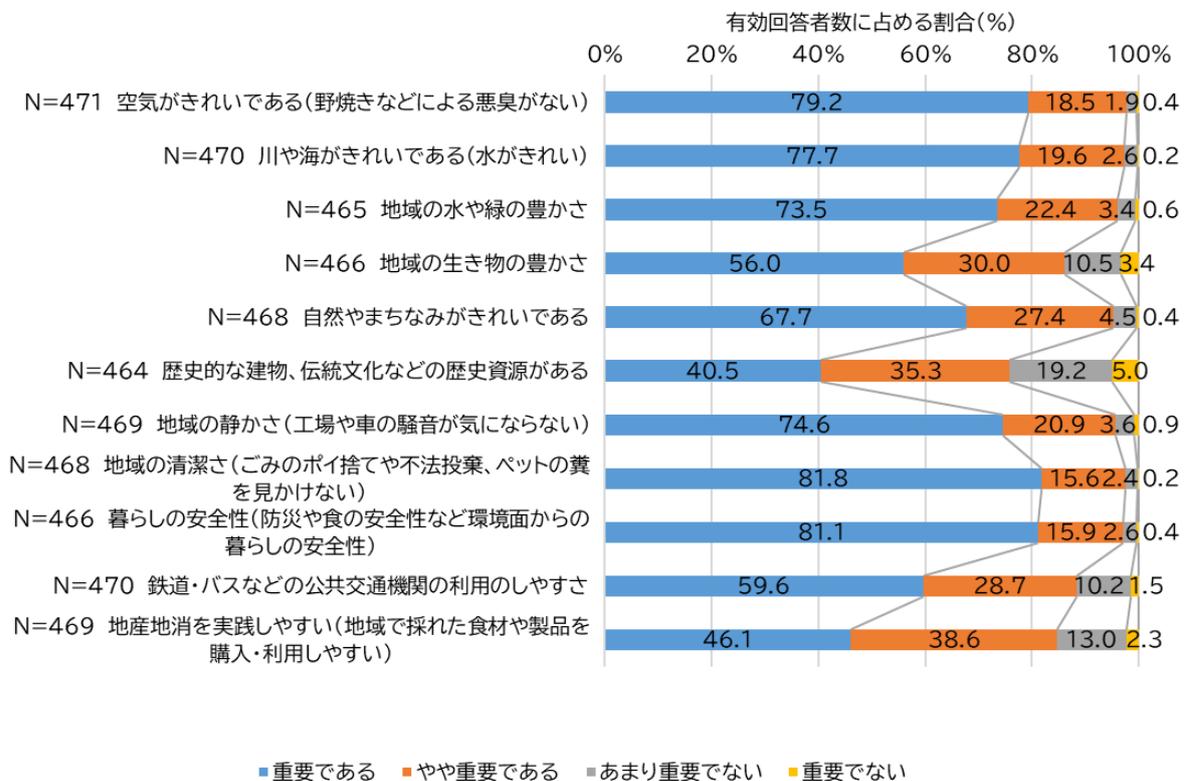
最も満足度が低いのは「鉄道・バスなどの公共交通機関の利用のしやすさ」となっています。

住んでいる地域の環境の重要度について、「空気がきれいである」、「川や海がきれいである」、「地域の水や緑の豊かさ」、「地域の生き物の豊かさ」、「自然やまちなみがきれいである」、「地域の静かさ」、「地域の清潔さ」、「暮らしの安全性」、「鉄道・バスなどの公共交通機関の利用のしやすさ」、「地産地消を実践しやすい」は、「重要である」、「やや重要である」を合わせて 80%以上となっており、重要度が非常に高いことが分かります。

「歴史的な建物、伝統文化などの歴史資源がある」についても、「重要である」、「やや重要である」を合わせて約 76%であり、重要度が高いことが分かります。



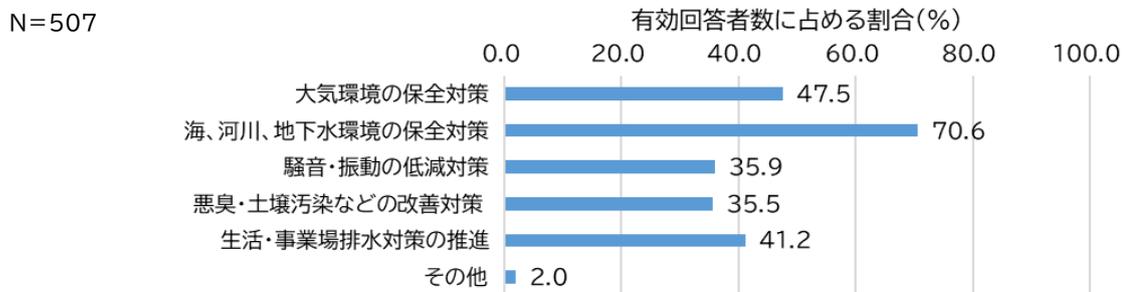
【満足度】



【重要度】

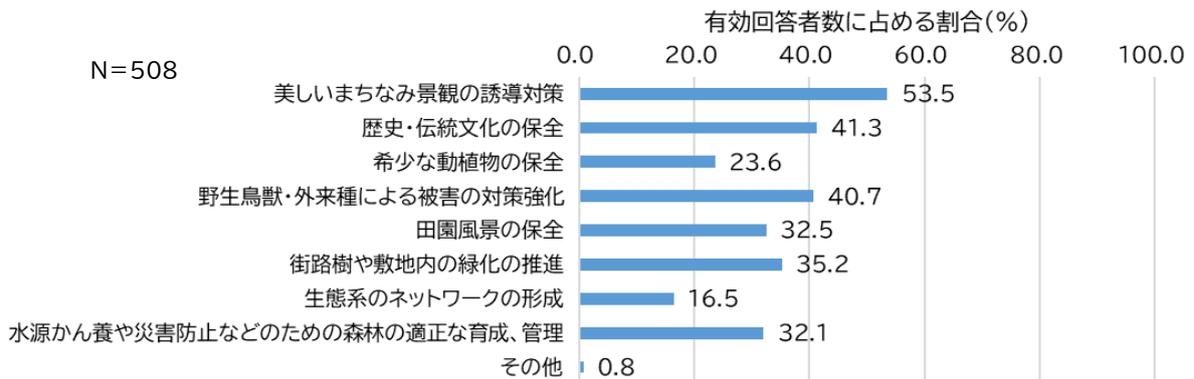
●坂井市の環境について

本市の環境をさらに良くするために、市が、市民や事業者と協働で取り組んだ方がよいと思う取り組みについて、「生活環境の保全」の分野では、「海、河川、地下水環境の保全対策」が約 71%と突出して多くなっています。次いで「大気環境の保全対策」が約 48%、「生活・事業場排水対策の推進」が約 41%となっています。



【生活環境の保全（複数回答）】

「自然・歴史資源環境の保全」の分野では、「美しいまちなみ景観の誘導対策」が約 54%と最も多くなっており、次いで「歴史・伝統文化の保全」、「野生鳥獣・外来種による被害の対策強化」が約 41%と多くなっています。



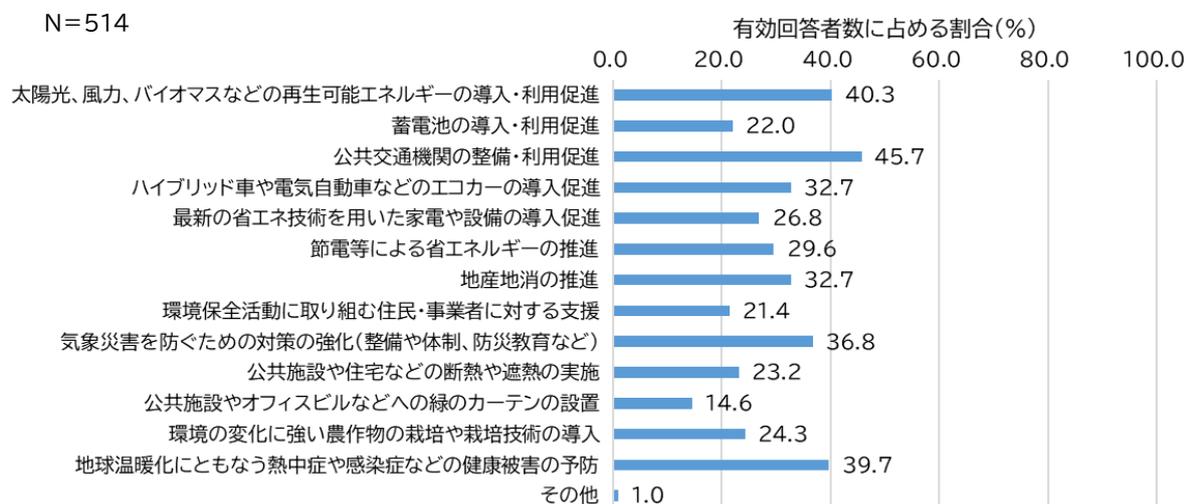
【自然・歴史環境の保全（複数回答）】

「循環型社会」の分野では、「3Rの推進」が約 54%と最も多くなっており、次いで「食品ロス削減の推進」が 53%、「廃棄物やごみ等の不法投棄の取り締まりの強化」が約 51%と多くなっています。



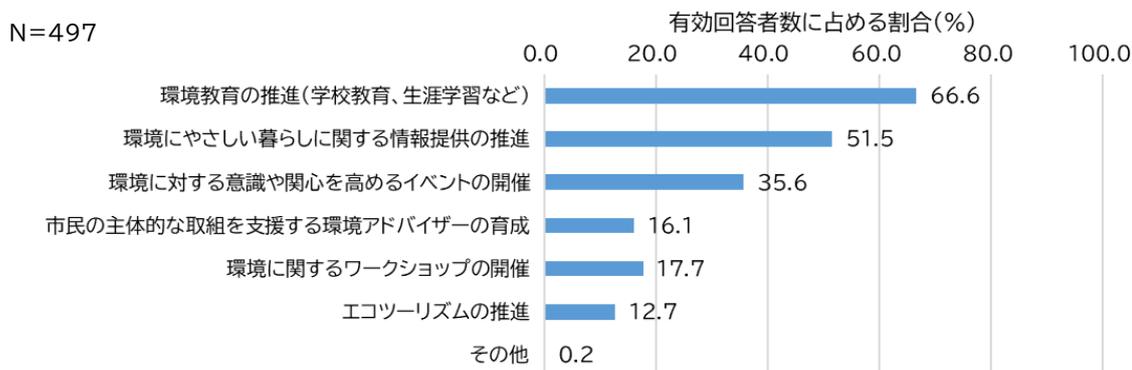
【循環型社会（複数回答）】

「地球環境」の分野では、「公共交通機関の整備・利用促進」が約46%と最も多くなっており、次いで「太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入・利用促進」、
「地球温暖化にともなう熱中症や感染症などの健康被害の予防」が約40%と多くなっています。



【地球環境（複数回答）】

「環境教育・環境学習」の分野では、「環境教育の推進」が約67%と最も多くなっており、次いで「環境にやさしい暮らしに関する情報提供の推進」が約52%、「環境に対する意識や関心を高めるイベントの開催」が約36%と多くなっています。

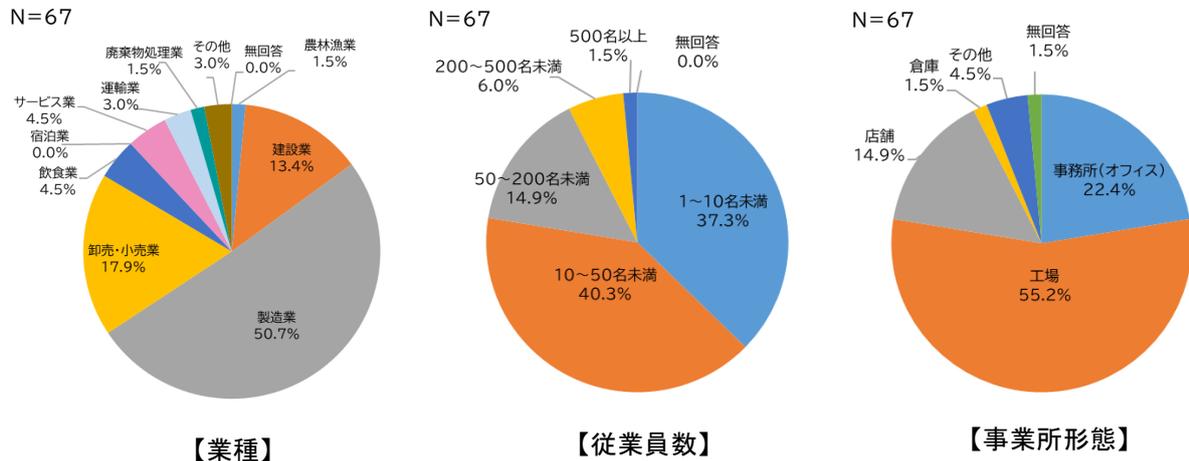


【環境教育・環境学習（複数回答）】

◆ 事業者意識の現状

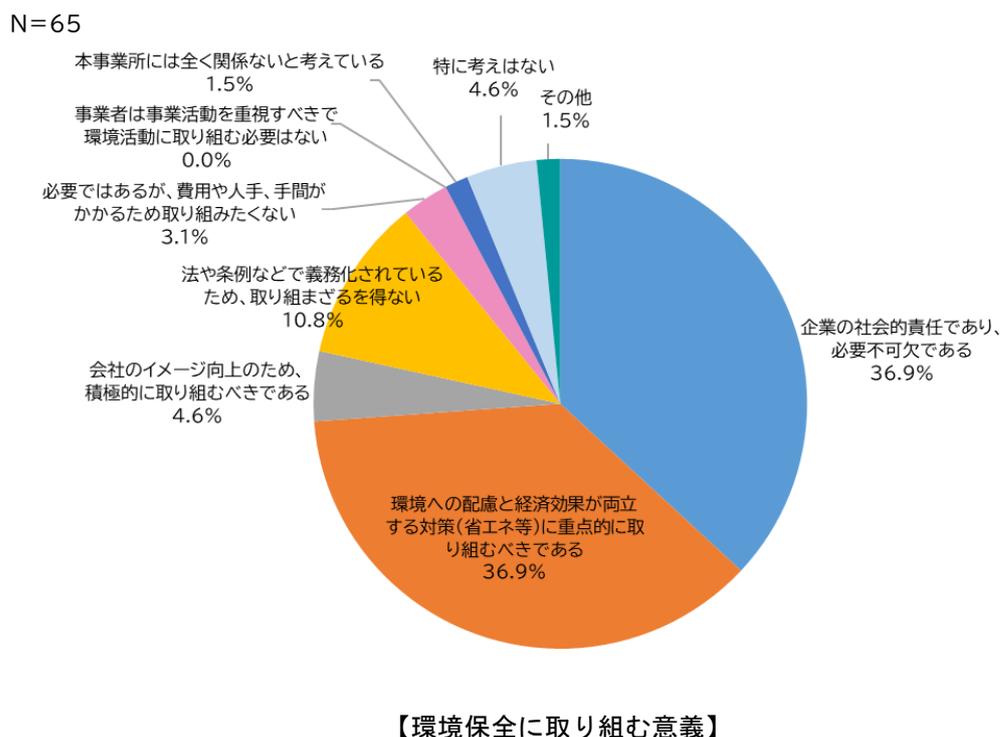
● 回答者について

回答者の業種は「製造業」が 50%強と過半数を占めています。幅広い業種の方に回答いただいています。

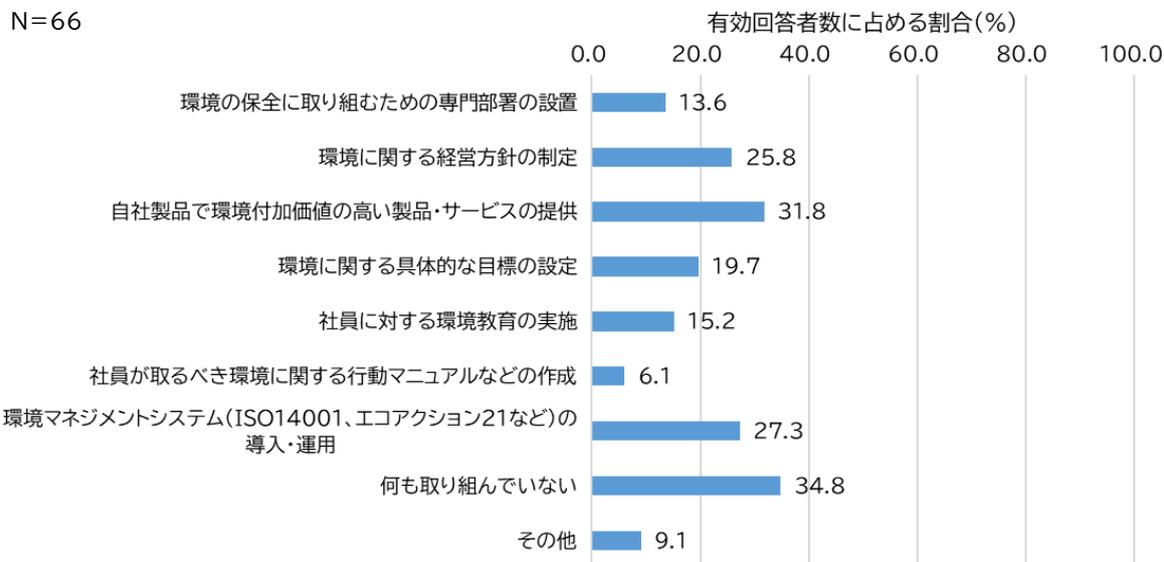


● 環境に関する意識・取り組みについて

環境保全に取り組む意義について「企業の社会的責任であり、必要不可欠である」、「環境への配慮と経済効果が両立する対策(省エネ等)に重点的に取り組むべきである」が同率で約 37%と最も多くなっており、多くの事業所が環境保全に積極的に取り組むべきであると考えていることが分かります。



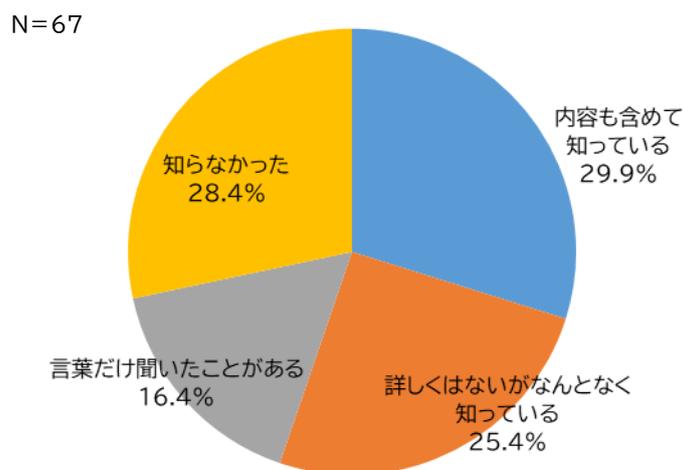
事業所における環境保全の体制や方針について、「何も取り組んでいない」が約 35%と最も多く、次いで「自社製品で環境付加価値の高い製品・サービスの提供」が約 32%と多くなっています。



【環境保全に取り組む体制や方針（複数回答）】

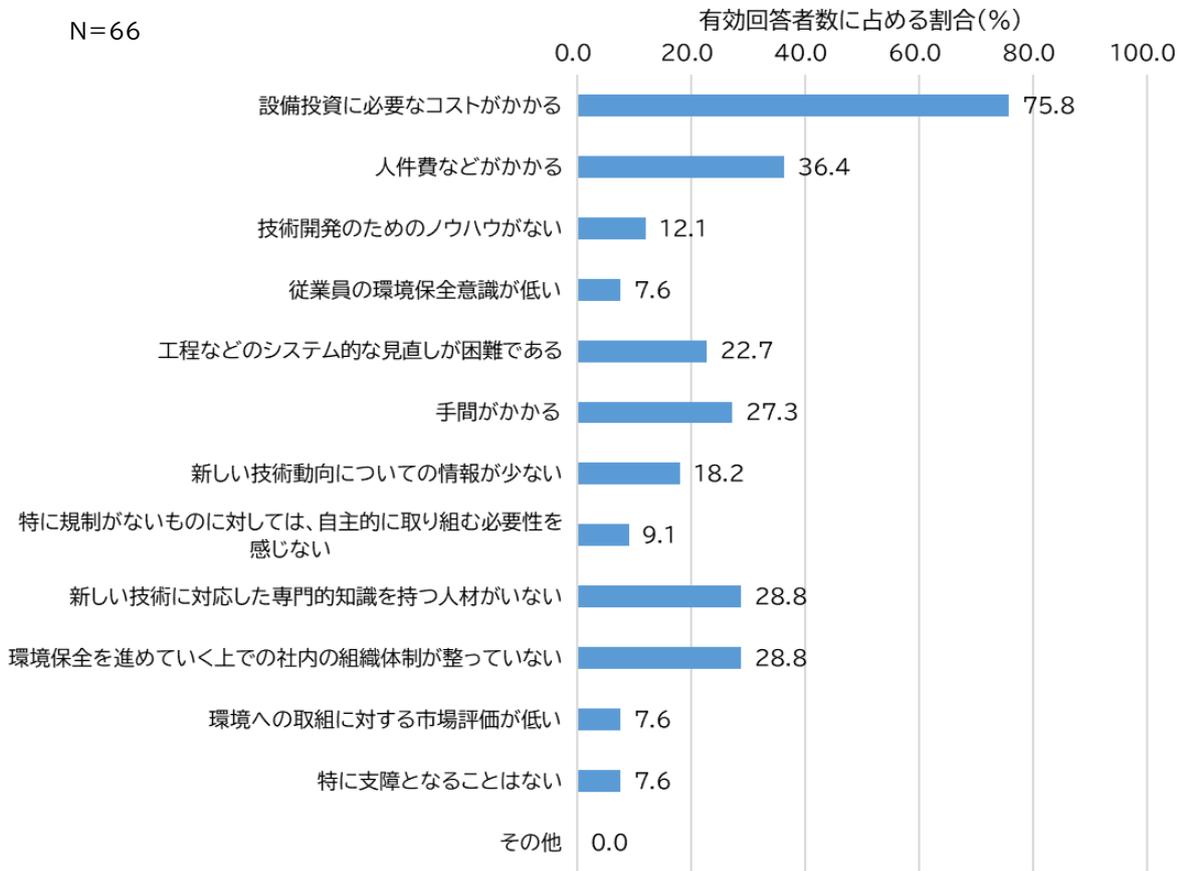
本市の「ゼロカーボンシティ」宣言について、「内容も含めて知っている」、「詳しくはないがなんとなく知っている」合わせて約 55%となっていることから、一定程度の周知が進んでいることがうかがえます。

一方で、「知らなかった」と回答した人も約 28%にのぼり、情報が十分に行き届いていない層が依然として存在していることが明らかになりました。



【ゼロカーボンシティ宣言の認知度】

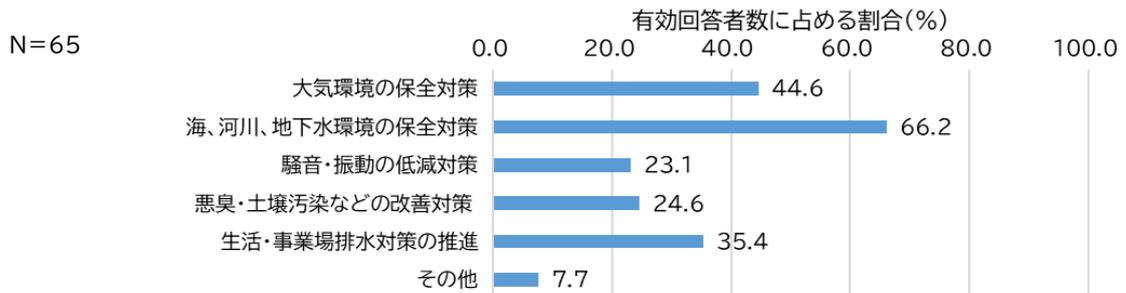
環境保全に取り組む際に支障となっていることとして、「設備投資に必要なコストがかかる」が約 76%と突出して多くなっています。次いで「人件費などがかかる」が約 36%と多くなっています。



【環境保全に取り組む際に支障となっていること（複数回答）】

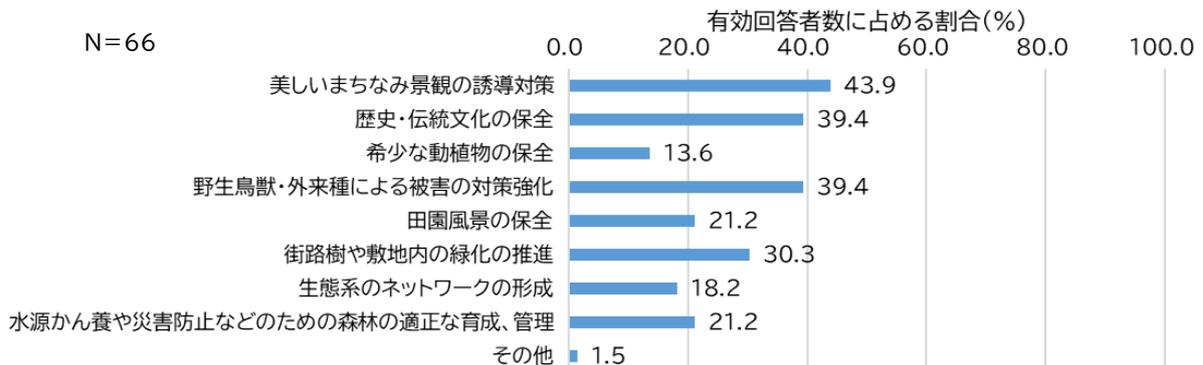
●坂井市の環境について

本市の環境をさらに良くするために、市が、市民や事業者と協働で取り組んだ方がよいと思う取り組みについて、「生活環境の保全」の分野では、「海、河川、地下水環境の保全対策」が約 66%と最も多く、次いで「大気環境の保全対策」が約 45%、「生活・事業場排水対策の推進」が約 35%と多くなっています。



【生活環境の保全（複数回答）】

「自然・歴史資源環境の保全」の分野では、「美しいまちなみ景観の誘導対策」が約 44%と最も多く、次いで「歴史・伝統文化の保全」、「野生鳥獣・外来種による被害の対策強化」が同率で約 39%と多くなっています。



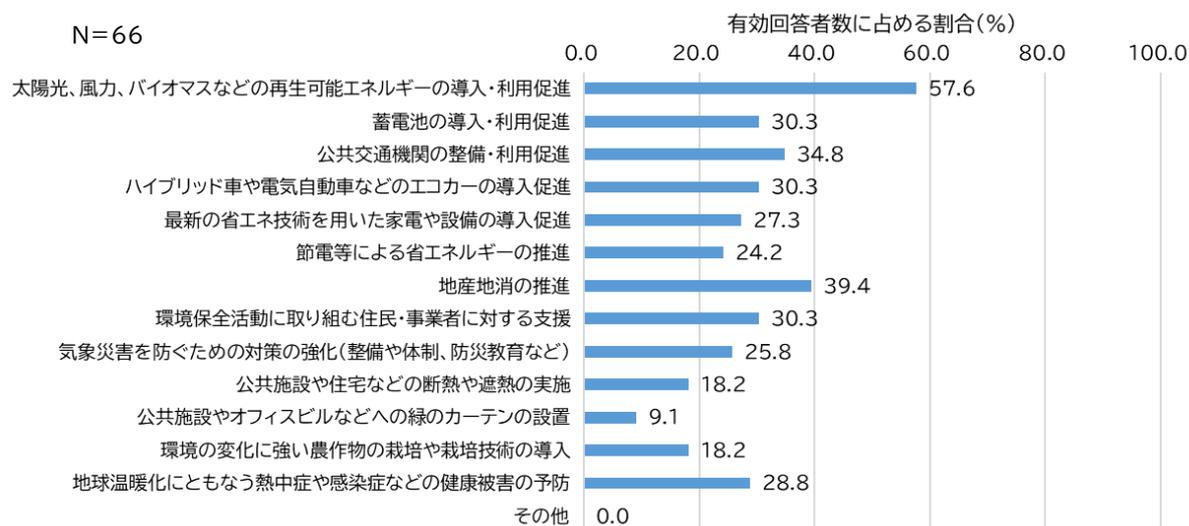
【自然・歴史資源環境の保全（複数回答）】

「循環型社会」の分野では、「3Rの推進」が約 55%と最も多くなっており、次いで「廃棄物やごみ等の不法投棄の取り締まりの強化」が約 46%、「水資源の確保、水の再利用」が約 34%と多くなっています。



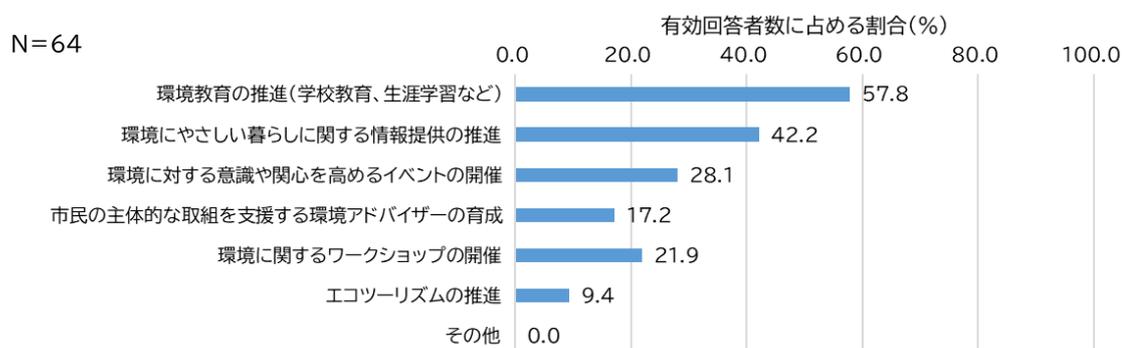
【循環型社会（複数回答）】

「地球環境」の分野では、「太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入・利用促進」が約 58%と最も多く、次いで「地産地消の推進」が約 39%、「公共交通機関の整備・利用促進」が約 35%と多くなっています。



【地球環境（複数回答）】

「環境教育・環境学習」の分野では、「環境教育の推進」が約 58%と最も多く、次いで「環境にやさしい暮らしに関する情報提供の推進」が約 42%、「環境に対する意識や関心を高めるイベントの開催」が約 28%と多くなっています。



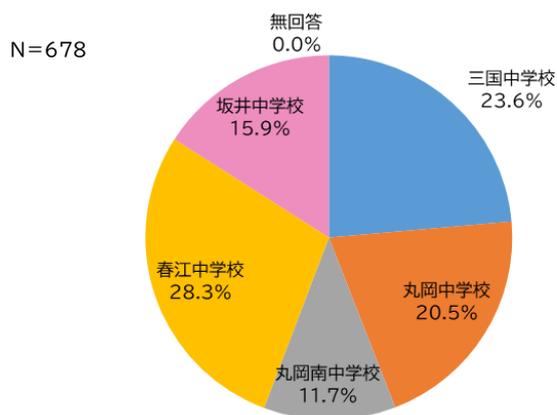
【環境教育・環境学習（複数回答）】

◆ 中学生意識の現状

● 回答者について

回答者の所属中学校は「春江中学校」が約 28%と最も多く、次いで「三国中学校」が約 24%と多くなっています。

市内 5 校の中学2年生の方に満遍なく回答いただいています。

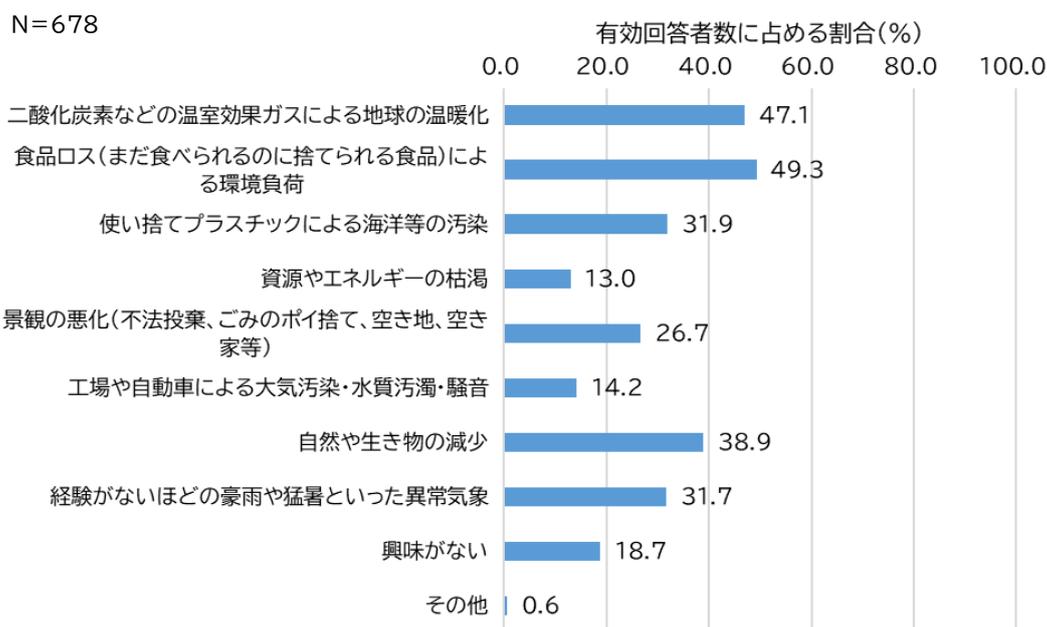


【所属中学校】

● 環境についての意識や考え

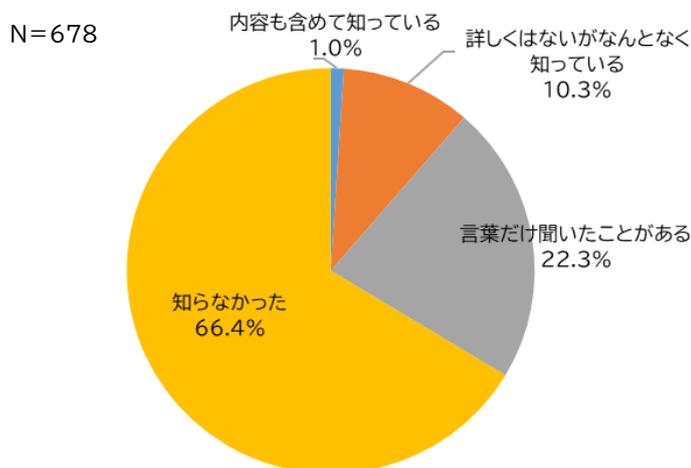
関心を持っている環境問題として、「食品ロスによる環境負荷」が約 49%と最も多く、次いで「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球の温暖化」が約 47%、「自然や生き物の減少」が約 39%と多くなっています。

「興味がない」と回答した人は約 19%にとどまり、大多数の生徒が環境問題に関心を寄せていることが分かります。



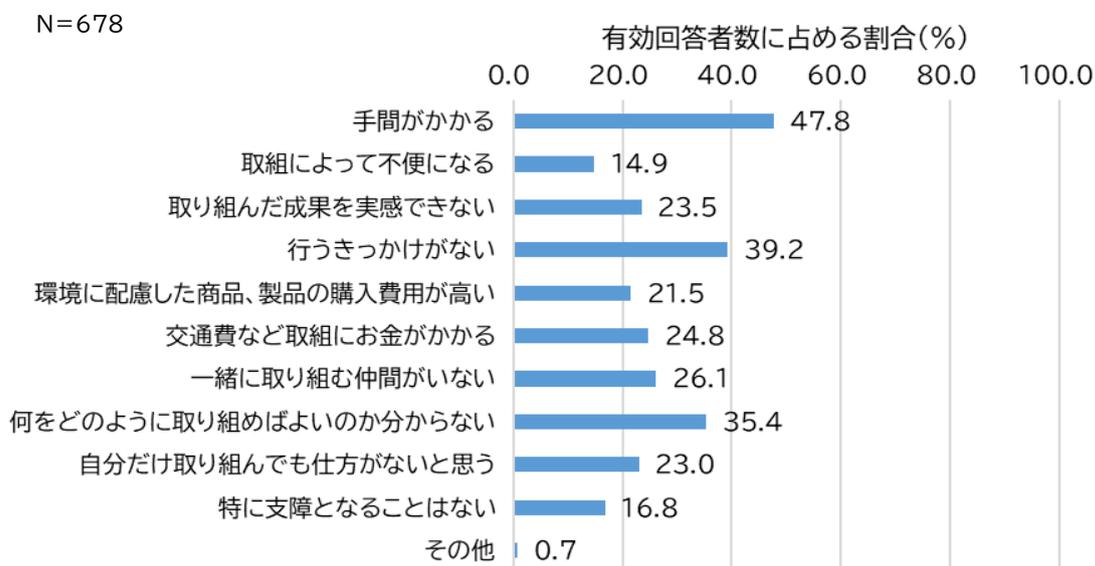
【関心を持っている環境問題（複数回答）】

ゼロカーボンシティ宣言について「知らなかった」が約 66%と最も多く、過半数を占めています。一方で「内容も含めて知っている」、「詳しくはないがなんとなく知っている」合わせて10%強となっていることから、宣言の認知は広まりつつありますが、十分に浸透していない現状が明らかになりました。



【ゼロカーボンシティ宣言の認知度】

環境保全に取り組む際に支障となっていることとして、「手間がかかる」が約 48%と最も多く、次いで「行くきっかけがない」が約 39%、「何をどのように取り組めばよいのか分からない」が約 35%と多くなっています。



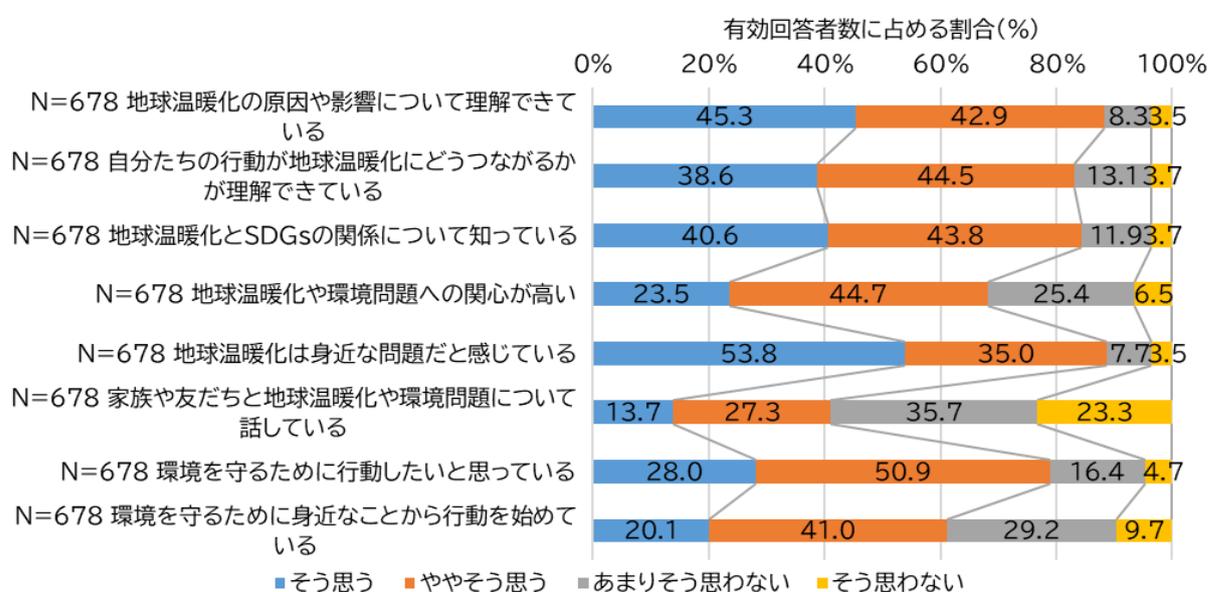
【環境保全に取り組む際に支障となっていること（複数回答）】

●学校や家庭での環境学習について

地球温暖化や環境問題に関する状態について、「地球温暖化の原因や影響について理解できている」、「自分たちの行動が地球温暖化にどうつながるかが理解できている」、「地球温暖化とSDGsの関係について知っている」、「地球温暖化は身近な問題だと感じている」は、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した生徒がいずれも80%を超えており、地球温暖化への理解が進んでいることや自分自身の問題として捉えていることがうかがえます。

「環境を守るために行動したいと思っている」生徒も約79%と多く見られました。

「地球温暖化や環境問題への関心が高い」は「そう思う」、「ややそう思う」合わせて約68%、「環境を守るために身近なことから行動を始めている」は約61%となっており、意識と実際の行動との間にやや差があることが明らかになりました。

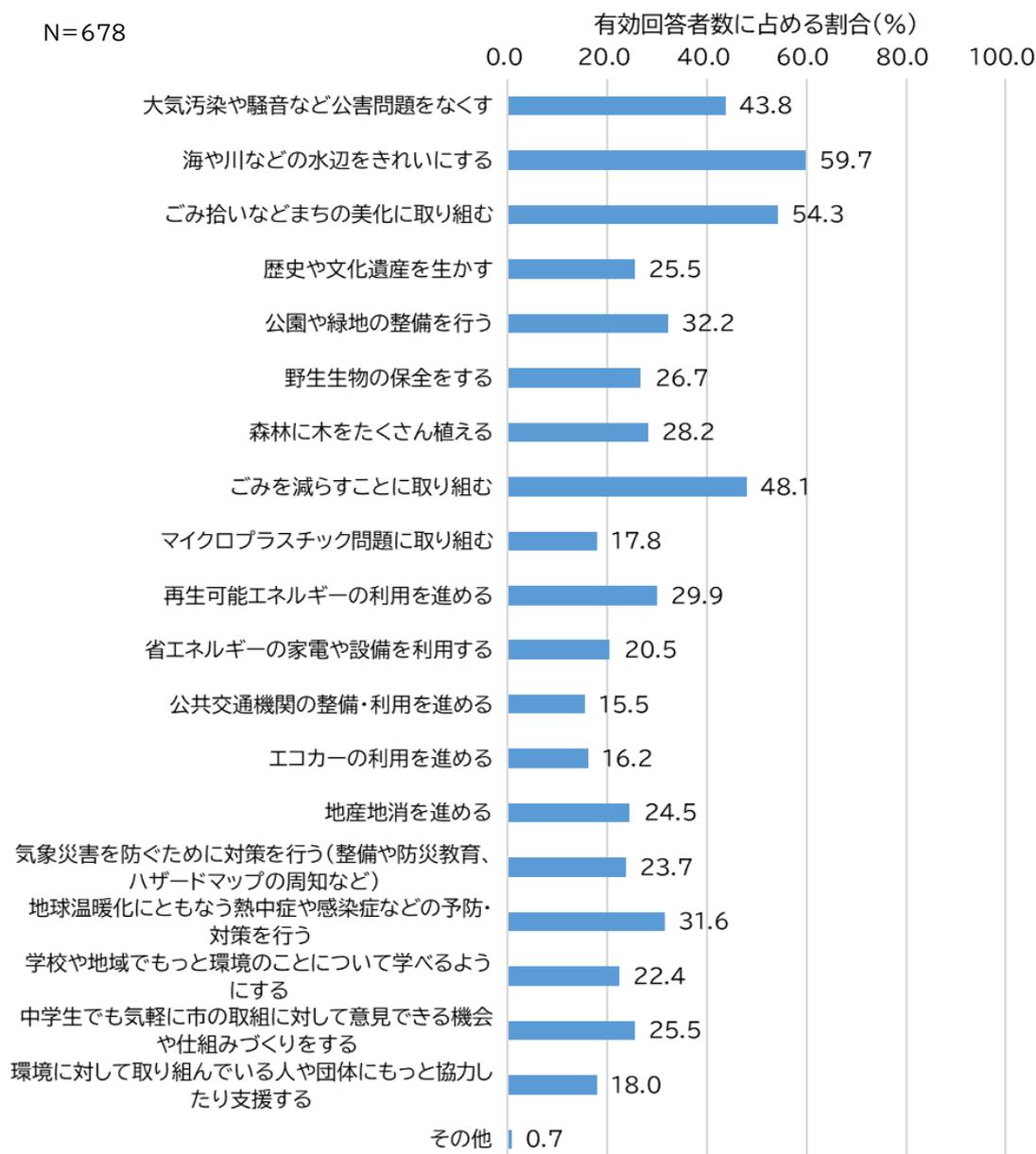


【地球温暖化や環境問題に関する現在の状態】

●坂井市の環境について

本市の環境をさらに良くするために、市が、市民や事業者と協働で取り組んだ方がよいと思う取り組みについて、「海や川などの水辺をきれいにする」が約 60%と最も多くなっています。次いで「ごみ拾いなどまちの美化に取り組む」が約 54%、「ごみを減らすことに取り組む」が約 48%と多くなっています。

生徒の多くが水環境とごみ問題への関心を持っていることがうかがえます。



【市が、市民や事業者と協働で取り組んだ方がよいと思う取り組み（複数回答）】

現状の取り組みと今後の課題

❖ 市民の意識について

- 関心を持っている環境問題として、「経験がないほどの豪雨や猛暑といった異常気象」が最も多くなっています。一方で、環境問題に「興味がない」と回答した人は約3%にとどまり、大多数の人が環境問題に関心を寄せていることが分かります。
- ゼロカーボンシティ宣言について、広まりつつありますが、十分に認知されていない状況です。
- 公共交通機関の利用のしやすさについて、地域の満足度としては低くなっているものの、重要度は高くなっています。
- 環境保全に取り組む際に支障となっていることとして、「手間がかかる」、「環境に配慮した商品、製品の購入費用が高い」が最も多く、次いで「何をどのように取り組めばよいのか分からない」、「行くきっかけがない」が多くなっています。

❖ 事業者の意識について

- 多くの事業所が環境保全に積極的に取り組むべきであると考えている一方で、事業所における環境保全の体制や方針について、何も取り組んでいないとした事業所が最も多くなっています。
- ゼロカーボンシティ宣言について、一定程度の周知は進んでいますが、知らないとした事業所も3割程度となっています。
- 環境保全に取り組む際に支障となっていることとして、「設備投資に必要なコストがかかる」が突出して多く、次いで「人件費などがかかる」が多くなっています。

❖ 中学生の意識について

- 関心を持っている環境問題として、「食品ロスによる環境負荷」が最も多くなっています。一方で「興味がない」と回答した人は約19%にとどまり、大多数の生徒が環境問題に関心を寄せていることが分かります。
- ゼロカーボンシティ宣言について、広まりつつありますが、十分に認知されていない状況です。
- 環境保全に取り組む際に支障となっていることとして、「手間がかかる」が最も多く、次いで「行くきっかけがない」、「何をどのように取り組めばよいのか分からない」が多くなっています。

8. 現行計画の進捗

現行計画の中間見直しにあたり、施策の実施状況を把握するため、環境に関連する各課を対象として、施策に基づく事業の実施状況について調査を実施しました。

その結果、計画策定時(2021(令和3)年度)から2024(令和6)年度までの期間における基本施策に基づく事業の全体の実施率は77.4%となりました。

この実施率は2030(令和12)年度までの10年間の計画期間の中間地点における状況を示すものであり、今後の施策の重点化や未着手施策への対応を検討する上で重要な指標となります。

◆ 施策の実施状況

5つの行動方針	行動目標(11の施策の柱)	基本施策	事業数(件)	実施事業数(件)	実施率(%)
1 良好な生活環境の創出	1 公害防止対策を推進する	①水環境の保全	4	4	100.0
		②土壌の保全	2	1	50.0
		③大気環境の保全	4	2	50.0
		④騒音・振動対策	3	1	33.3
		⑤その他公害への対策	7	4	57.1
	2 漂着ごみ・不法投棄対策を推進する	⑥河川・海岸の漂着ごみ対策	3	2	66.7
	⑦不法投棄の防止	2	1	50.0	
	3 快適で環境に優しい住環境を創出する	⑧快適な住環境の創出	6	6	100.0
2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	4 豊かな自然と共生する	⑨まちなかの水と緑の保全・創出	7	6	85.7
		⑩森林と植樹の保全	5	4	80.0
		⑪田園環境の保全	7	6	85.7
		⑫生物多様性の保全	9	4	44.4
	5 自然に培われた歴史資源を後世に残す	⑬良好な景観の形成	7	5	71.4
		⑭歴史文化の継承・保全・活用	6	5	83.3
	6 森里川海のつながりを支え、活用する	⑮エコ・グリーンツーリズムの推進	4	4	100.0

5つの 行動方針	行動目標（11の施策の柱）	基本施策	事業数 （件）	実施事業 数（件）	実施率 （%）
3 循環型社会 の形成	7 ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる	⑯3Rの推進	14	11	78.6
		⑰バイオマスの活用推進	5	3	60.0
	8 資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する	⑱水の循環利用促進	4	2	50.0
		⑲地産地消の推進	4	4	100.0
4 地球温暖化 対策の推進	9 地球温暖化を防止するため に行動する	⑳省エネルギー対策	9	9	100.0
		㉑再生可能エネルギーの導入	3	3	100.0
	10 地球温暖化による影響に対 して適応策をとる	㉒災害に強いまちづくりの推進	7	7	100.0
		㉓暑さに強いまちづくりの推進	3	2	66.7
5 環境と共生 する人づくり	11 環境の大切さに気付き、環 境をよくするために、自ら 考え行動する	㉔環境に関するイベントの推進	6	4	66.7
		㉕情報発信の推進	3	3	100.0
		㉖環境教育の推進	5	4	80.0
		㉗環境保全活動の推進・支援	7	6	85.7
合計			146	113	77.4

※表中の事業数について、複数の基本施策、具体的施策に該当する事業については、重複して実績を掲載している。

行動目標に定めていた数値目標の実施状況についてみると、行動方針1「良好な生活環境の創出」の「坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家の活用件数」については、2024(令和6)年度時点で、既に目標値を達成しており、行動方針3「循環型社会の形成」の「1人1日当たりのごみの排出量」についても 2024(令和6)年度の実績値が目標値と近くなっています。

一方で、行動方針2「豊かな自然と歴史資源の保全・育成」の「エコファーマー*認定率」、行動方針4「地球温暖化対策の推進」の「市民意識調査「あなたは「COOL CHOICE」を知っていますか。」の「知っている」の割合」については、数値の把握が困難であったため、未実施としています。なお、「COOL CHOICE」は2023(令和5)年より「デコ活」に移行しました。

◆ 数値目標の達成状況

5つの行動方針	項目	単位	計画策定時(R1)	実績(R2)	実績(R3)	実績(R4)	実績(R5)	実績(R6)	目標(R12)
1 良好な生活環境の創出	条例などで定められた規制値の超過企業数	件	3	3	8	2	3	3	0
	坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家の活用件数	件	76	92	113	138	178	244	200
2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	エコファーマー認定率	%	72.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	80
	景観まちづくり補助事業活用件数	件	3	3	3	1	2	3	11
3 循環型社会の形成	1人1日当たりのごみの排出量	g	881	844	825	828	793	776	779
	クリーンキャンペーン参加者数	人	9,526	コロナにより中止	5,580	7,728	7,314	5,797	10,000
4 地球温暖化対策の推進	市民意識調査「あなたは「COOL CHOICE」を知っていますか。」の「知っている」の割合	%	32.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	100.0
	本市の温室効果ガス総排出量	千t-CO ₂	884(H29)	877(H30)	806(R1)	737(R2)	777(R3)	840(R4)	768
5 環境と共生する人づくり	環境学習の開催数	回/年	6	0	5	8	6	4	24
	花壇コンクール事業参加団体数	団体	45	47	53	53	54	54	80

第3章 環境保全施策の体系

1. 環境像

目指すべき環境像

彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい

日本海とそれを育む森、青い空は、本市の「豊かな自然」を代表するものであり、四季それぞれに鮮やかな彩りで私たちを和ませてくれています。また、単に色彩ばかりでなく、それら自体が本市の環境を構成する要素としてなくてはならない存在といえます。私たち市民は、これらの「自然」が調和する恵まれた環境のなかで、長い年月をかけて歴史と文化を築き、「ひと」と「まち」を育んできました。

本市が目指すべき環境像は、これまで私たち市民が守り育んできた「豊かな自然」、「ひと」、「まち」が将来も変わることなく彩り豊かな姿を保ち続け、限りある資源を循環できる社会を構築し、本市ならではの持続可能なまちづくりを実現していくことを示しています。



2. 5つの行動方針

本市が目指すべき環境像を実現するため、計画の柱となる5つの行動方針を設定し、施策に取り組んでいきます。

< 5つの行動方針 >

1 良好な生活環境の創出

大気汚染や水質汚濁などの公害は、私たちの暮らしや生態系に深刻な影響を及ぼします。特に近年は、プラスチックごみによる海洋汚染が新たな問題として取り上げられています。また、今後増加すると見込まれる空き家も、安全性の低下や公衆衛生の悪化により、私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼす可能性があります。

こうした様々な問題を解決し、本市の美しい自然や街並みを将来の世代に引き継ぐため、公害やごみのポイ捨ての防止、緑化などを推進し、安全安心で良好な生活環境を創出していきます。



2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成

本市は、九頭竜川や大堤、坂井平野など多くの自然を有しており、多様な生きものの重要な生息地にもなっています。しかし、開発行為や外来種の侵入、温暖化などにより、生きものの生息地が無くなったり、環境の変化により生きものの数が減っているものもあります。また、マツノザイセンチュウによる松枯れの被害や野生鳥獣による農林水産物への被害なども大きな問題となっています。

歴史に目を向けると、丸岡城をはじめとする重要文化財や三国祭など、福井県を代表する歴史文化資源を有しており、それらの保全・継承が望まれています。

こうした海・川・里・山などの多様な生態系、各地区の歴史・文化を後世に残していくため、豊かな自然と歴史資源を守り育てていきます。



3 循環型社会の形成

持続可能なまちづくりを実現するには、私たちが住んでいる地域の資源を最大限に活用することが大切です。

本市では、資源やエネルギーの循環に向けた取り組みとして、地域の森林資源を活かした木質バイオマスエネルギーの活用や、地産地消を推進しています。

また、ごみを減らす取り組みとして、5Rの推進、食品ロスの削減の推進などを行っています。

これらの取り組みによって、限りある資源を大切にしながら、持続可能な循環型社会を形成していきます。



4 地球温暖化対策の推進

近年、地球温暖化に伴う自然災害などの被害が頻発しており、このまま進むと、災害のさらなる激化や生態系の破壊など、気候変動による被害が深刻化してしまう「気候危機」が、近い未来に起こる可能性があります。

そうならないためにも、公共交通機関の利用促進や省エネに配慮した製品の購入、再生可能エネルギーの利用、また、気候変動に対応した植物の栽培や災害への対応などの環境に配慮した活動を進めることで、地球環境の保全に貢献していきます。



5 環境と共生する人づくり

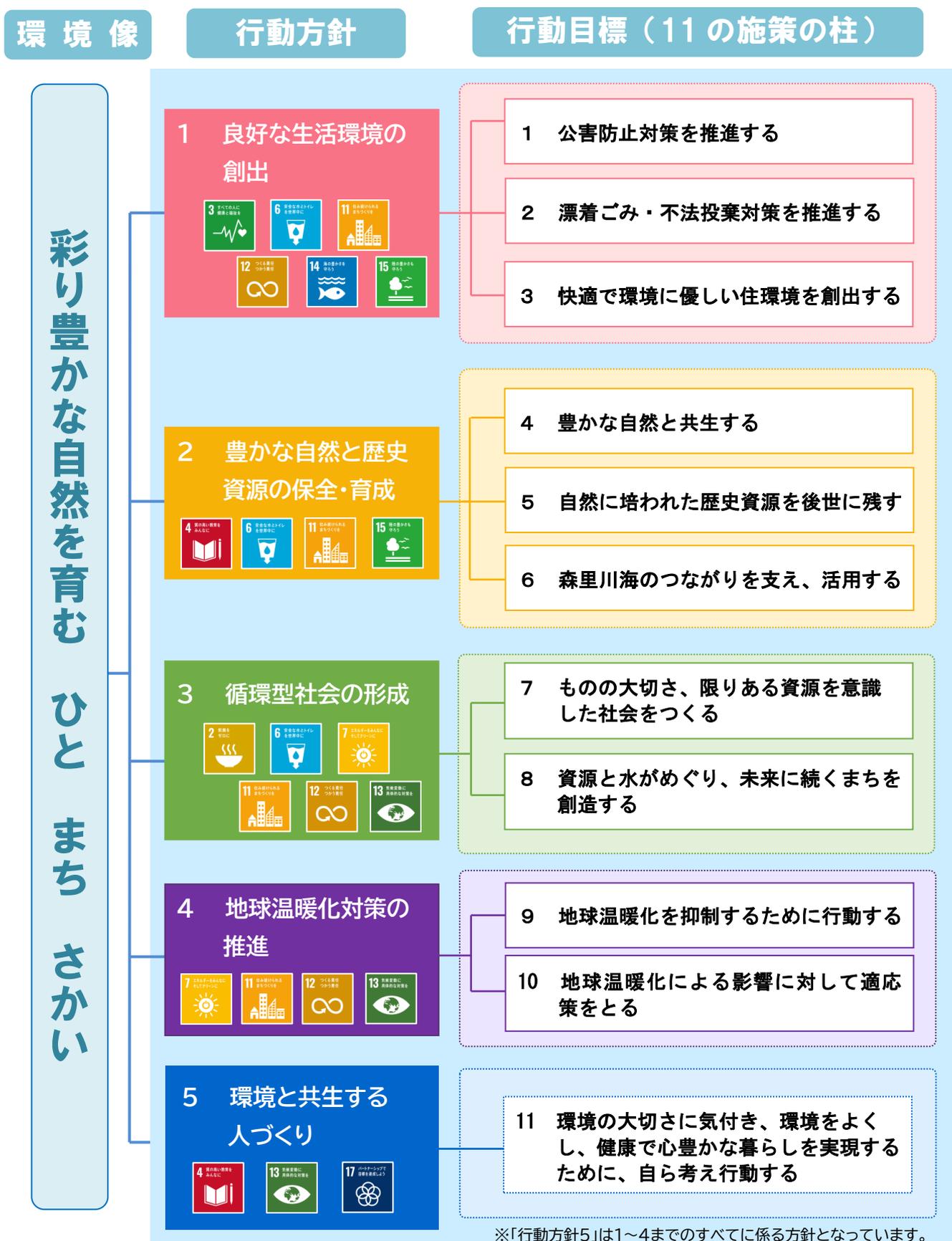
本市では、小・中学生を対象とした環境教育や、市民参加型のワークショップ、市職員等による出前講座、環境保全活動等を実施しています。

また、本市には、福井県総合グリーンセンターやゆりの里公園など自然とふれあえる公共施設が多くあり、環境学習の場としても利用されています。

こうした多くの環境学習の場を活かし、内発的に動機づけられ、自ら環境について考え行動する市民を育てていきます。



3. 施策の体系



※「行動方針5」は1～4までのすべてに係る方針となっています。